

第2次
紀美野町長期総合計画
(後期計画)

令和4年3月
紀美野町

空・山・川のふれあいのある美しいふるさと ～住民活力でつくるまちづくり～ の実現に向けて

平成 18 年に新たに紀美野町が誕生して 16 年がたちました。この年月は、町の内外において1つの町としての一体感と認知が育まれるに十分な期間であり、かつ住民参加によるまちづくりの機運の醸成と、住み良いまちを実現していくための具体的な取り組みが着実に進んできた期間でもあったと感じています。



長期総合計画は町の最上位計画として、まちづくりの基本的な方向性を示すものであり、紀美野町では平成 19 年に第1次、平成 29 年に第 2 次計画を策定し、事業・施策の指針としてきました。少子高齢化と人口減少をはじめとして、本町を取り巻く状況は厳しさを増す一方で、移住・定住の取り組みや子育て支援施策の充実、天文台のリニューアルとまちおこしへの活用、多面的な観光振興等、これまでの取り組みの成果が形となってきた分野も多く、引き続き施策・事業の改善・充実に取り組んでいく必要があると考えています。また、いまだ収束の見えない新型コロナウイルス感染症対策においては、住民の健康を守ることを第一として町を挙げた取り組みを推進していきます。

本年は、第2次紀美野町長期総合計画の見直しを行う年にあたっており、本町を取り巻く現状や住民の皆様のご意見も踏まえながら、これまでの施策・事業を見直し、新たに後期計画を策定しました。本町のめざす将来像として掲げております「空・山・川のふれあいのある美しいふるさと～住民活力でつくるまちづくり～」の実現に向け、本計画で示した施策の大綱と分野別の施策の方向性にに基づき、引き続き住民参加による魅力あるまちづくりを進めていきたいと考えています。町民の皆様のより一層のご理解とご協力、そしてまちづくり活動へのご参加をお願い申し上げます。

最後になりましたが、計画の策定にご尽力をいただきました長期総合計画審議会委員の皆様、住民アンケート等にご協力をいただきました皆様をはじめとして、本町のまちづくりと本計画の策定に貴重なご意見、ご提言をいただきました町民の皆様方に厚く御礼申し上げます。

令和4年3月

紀美野町長 小 川 裕 康

目 次

第1部 序 論	1
第1章 はじめに	2
1 第2次長期総合計画（後期計画）策定の趣旨	2
2 計画の役割・構成・期間	2
 第2章 町を取り巻く現状と課題	3
1 社会情勢の変化	3
2 紀美野町の人口・世帯等の状況	6
3 アンケート調査からみた住民の意識	9
4 分野別の取り組み状況	14
 第2部 基 本 構 想	17
第1章 まちづくりの将来像	18
1 めざす将来像	18
2 人口ビジョンに基づく将来人口の目標	19
第2章 まちづくりの基本方針	21
基本方針1 みんなでつくるまちづくり（住民協働と行政改革）	21
基本方針2 子育て・教育のまちづくり（子育て支援・生涯学習）	22
基本方針3 福祉の充実したまちづくり（健康・福祉）	23
基本方針4 安心・安全で住み良いまちづくり（生活基盤・防災）	24
基本方針5 活力ある産業のまちづくり（産業振興・観光）	25
 第3部 基 本 計 画	27
計画の体系	28
基本方針1 みんなでつくるまちづくり（住民協働と行政改革）	29
基本方針2 子育て・教育のまちづくり（子育て支援・生涯学習）	43
基本方針3 福祉の充実したまちづくり（健康・福祉）	57
基本方針4 安心・安全で住み良いまちづくり（生活基盤・防災）	73
基本方針5 活力ある産業のまちづくり（産業振興・観光）	86
長期総合計画とSDGsの一体的な推進	94
 資 料 編	97
1 諮問書	98
2 答申書	99
3 紀美野町長期総合計画審議会委員名簿	101
4 計画の策定経過	102

第1部 序論

第 1 章 はじめに

1 第 2 次長期総合計画（後期計画）策定の趣旨

平成 18 年 1 月 1 日に旧野上町と旧美里町が合併し、紀美野町が誕生しました。合併後の町の現状と課題に基づき、まちづくりの目標と町政のあり方を定めるため、平成 19 年 3 月に第 1 次紀美野町長期総合計画（以下「第 1 次計画」という。）を、平成 29 年 3 月に第 2 次紀美野町長期総合計画（以下「第 2 次計画」という。）を策定し、これまで取り組みを進めてきました。

第 1 次計画ではとりわけ、広範となった町域が保有する資源を生かし、町域の均衡ある発展と、新町としての一体感を醸成していくことが重視されてきました。第 2 次計画では、第 1 次計画で定めた「空・山・川のふれあいのある 美しいふるさと」というめざす将来像、「住民活力でつくるまちづくり」というスローガンを引き継ぎ、住民と行政がともに力を合わせて地域協働で取り組むまちづくりの深化と拡大に取り組むとともに、本町を取り巻く社会経済状況の変化を踏まえた持続可能な町政の確立をめざしてきました。

紀美野町の誕生から 16 年がたち、町を取り巻く社会情勢は厳しさを増しています。とりわけ、少子高齢化と人口減少の続く本町では、人口問題が喫緊の課題となっており、若者が住み続けるまちづくりや、移住・定住の促進が大きな政策課題となっています。本町では平成 28 年に策定した「紀美野町人口ビジョン」「紀美野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を令和 2 年に見直し、「改訂版紀美野町人口ビジョン」「第 2 期紀美野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定して、人口減少の抑制に取り組んできましたが、依然として厳しい状況が続いています。

第 2 次計画の策定から 5 年がたち、本町の現状や社会情勢の変化、各種施策・事業の実施状況を踏まえた見直しが求められています。めざす将来像の実現に向けたより効果的な計画となり、行政・住民・地域がともにまちづくりを進める上での指針となることを期して、新たに第 2 次紀美野町長期総合計画（後期計画）（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の役割・構成・期間

本計画は、まちづくりの方向性と、それに対する分野別施策の基本的方向を明らかにするものであり、町の最上位計画として、総合的かつ計画的なまちづくりを行うための指針となるものです。なお、この計画は、食育基本法第 18 条に基づく市町村食育推進計画を包含しています。

本計画は、町がめざす「まちの将来像」並びに「まちづくりの基本目標」を示す基本構想と、構想を実現するための施策の基本的方向及び体系を示す基本計画から構成されます。

このうち基本構想は平成 29 年度から令和 8 年度の 10 年間を計画期間としており、本計画においては基本計画部分を見直して、新たに令和 4 年度から令和 8 年度を計画期間とする「後期計画」として策定しています。

第2章 町を取り巻く現状と課題

1 社会情勢の変化

(1) 人口減少社会の到来と地方創生

本格的な人口減少社会の到来に臨む我が国において、多くの地方自治体が人口減少問題に直面しており、将来的な存続さえ危ぶまれる状況が生まれています。国においては、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正することをめざし、平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」が成立しました。ここでは、「国民一人ひとりが夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成」、「地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保」、「地域における魅力ある多様な就業の機会の創出」を一体的に推進することの重要性がうたわれ、国・地方自治体が長期的にめざす将来人口を定めた人口ビジョンと、人口ビジョンを達成するためにまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定することが求められています。

本町においても、人口減少問題は喫緊の課題となっており、令和2年3月に策定した「改訂版紀美野町人口ビジョン」及び「第2期紀美野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、2040年の目標人口6,000人を掲げて、人口問題への取り組みを進めています。移住・定住の取り組みや子育て支援の充実による子育て世帯の転入には一定の成果が上がっており、引き続き取り組みの充実が求められます。

(2) 少子高齢化のさらなる進展

若年世代の町外への転出を主な要因とする人口の社会減（人口移動による減少）の続く本町においては、全国・和歌山県を上回る速度で少子高齢化が進んでいます。令和2年の国勢調査によると、高齢化率（人口に占める65歳以上人口の割合）は48.6%に達しており、近い将来5割を超えることが予想されています。本町の基幹産業である農業においても、従事者の高齢化や、耕作放棄地の増加が進んでおり、地域においては各種団体の担い手の高齢化と減少も問題となっています。

また、継続的な少子化と若年人口の転出により、子ども及び子どもを産み育てる若い年代の人口の減少が続いています。将来的な出生率の改善に成功したとしても、15歳未満の人口は今後も減少が続くことが予想されます。子どもの数の減少は、保育・教育サービスの維持においても大きな問題となりますが、少子化は必ずしも子育て・教育環境の悪化につながるものではなく、きめ細かな子育て支援や教育指導が可能となる環境を生かして、取り組みの充実を図っていくことが大切です。

（３）防災意識の高まりと地域社会

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、広範にわたり甚大な被害を及ぼす未曾有の災害となりました。将来的にも、首都直下地震、南海トラフ巨大地震等の発生が想定される中、巨大災害への備えに対する住民の関心も高まっており、地域における人のつながりの重要性についても認識が広がっています。他方、令和元年末ごろから世界的な流行となった新型コロナウイルス感染症は、拡大防止のための休校・休業や人の集まる行事・集会の中止等、社会経済に大きな影響を与えるものとなりました。地域社会においても、身近な人とのつながりが持ちにくい状況が生まれており、高齢化と人口減少が進む中、助け合い・支え合いに基づくコミュニティの維持をどのように進めていくかが問われています。

感染症対策と両立しながらの社会経済活動や地域活動が引き続き求められており、社会のさまざまな分野においてこうした「新しい日常」に対応していくことが課題となっています。

（４）ＩＣＴの進歩と活用

近年その進化が著しいＩＣＴ（情報通信技術）分野においては、コンピューターとその処理能力が飛躍的に増大する一方で、すべての人がスマートフォン等のコンピューターを身につけ、ネットワークで常時つながりながら、行動し、コミュニケーションする時代を迎えています。こうした時代を背景に、利用可能となったビッグデータ※^１や人工知能の活用を含め、社会生活のさまざまな場面においてＤＸ※^２（デジタルトランスフォーメーション）の展開が期待されています。

すでに、感染症拡大を背景としたリモートワークやインターネットを活用した会議システムの利用の広がり等が進んでおり、行政においても手続きの電子化やＩＣＴを活用した業務の効率化等の取り組みが進められています。マイナンバーを活用した取り組みも徐々に広がっており、こうした変化に着実に対応するとともに、個人情報の適切な管理もこれまで以上に求められます。

（５）地方分権とまちづくり

人口減少と少子高齢化の一方で、国及び地方自治体の財政は厳しさを増しており、施策・事業の選択と集中が求められる状況となっています。一方で、地域おこし・介護・観光・子育て支援・教育等の幅広い分野で、全国一律ではなく、地方自治体の創意工夫や独自の取り組みを求める制度の改正や国の支援が行われるようになっており、これまで以上に市町村の主体的な施策決定が求められています。若年人口の維持やふるさと納税の拡大をめざす各自治体の取り組みは、しながら自治体間競争の様相を示しており、独自の価値や魅力を積極的に打ち出していく必要がある一方で、節度のある、持続可能な取り組みが求められます。

※１：ビッグデータとは、個人の行動等の情報がインターネット等を通じて蓄積され、分析可能となった大量のデータのこと。

※２：ＤＸとは、デジタル化を手段として変革を進めること。

（６）環境問題とSDGs

東日本大震災は、人々のエネルギー問題への関心を引き起こす契機ともなっており、太陽光発電や風力発電等の自然エネルギーの活用が進むとともに、省エネルギーへの関心も高まっています。世界的には、地球温暖化の進行による気象変動や自然災害の増加が問題となっており、温暖化の原因となる二酸化炭素（CO₂）排出量の削減が各国に求められています。

また、国際連合においては、開発分野における国際社会共通の課題である持続可能な開発の推進に向け、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において、令和 12 年（2030 年）までに持続可能で、より良い世界をめざす国際目標として SDGs（エスディーゼーズ：持続可能な開発目標）が定められました。これは、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されており、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことをうたい、発展途上国のみならず、すべての国がその実現に向けて努力すべきものとされています。国においても、平成 28 年に内閣総理大臣を本部長とする「SDGs 推進本部」が設置され、令和元年には推進のための具体的施策をとりまとめた『SDGs アクションプラン 2020』を決定するなど、施策の充実が図られています。

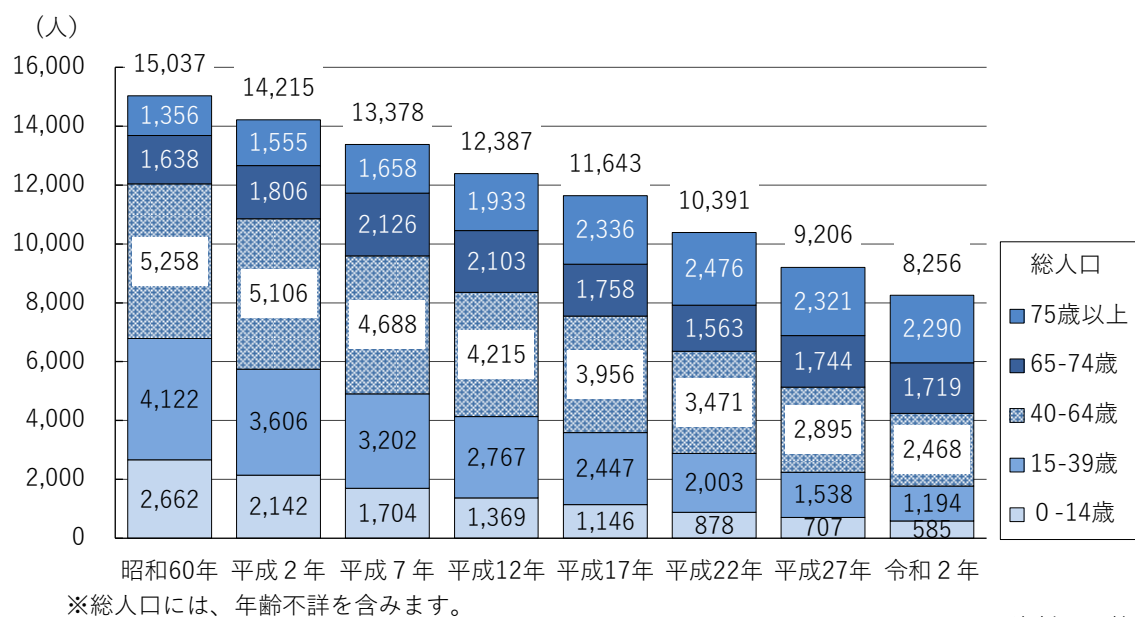
温暖化防止対策や SDGs については、地方行政においてもその推進が求められており、今後行政においても地域においても、取り組みを広げていくことが課題となっています。

2 紀美野町の人口・世帯等の状況

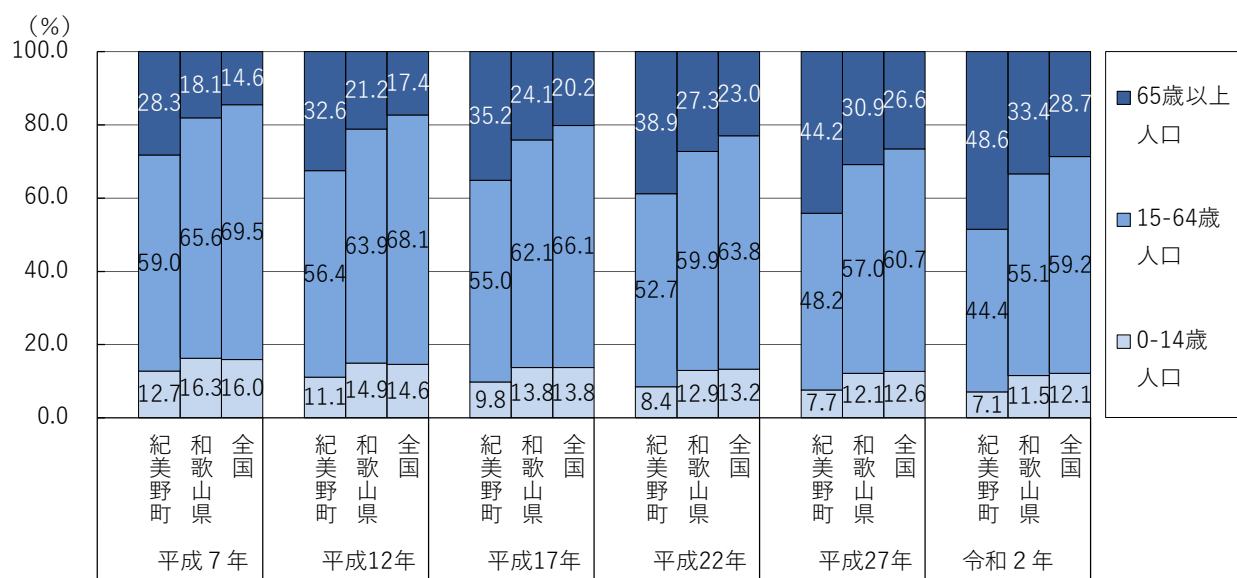
(1) 紀美野町の人口の状況

本町の総人口は減少が続いており、令和2年では8,256人となっています。年齢別にみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）はともに減少が続いており、高齢人口（65歳以上）も増加から令和2年には減少に転じています。高齢化率は令和2年には48.6%まで増加しており、近い将来2人に1人が高齢者という状況が予想されます。

■総人口の推移



■年齢3区分別人口比率の推移及び全国、和歌山県との比較

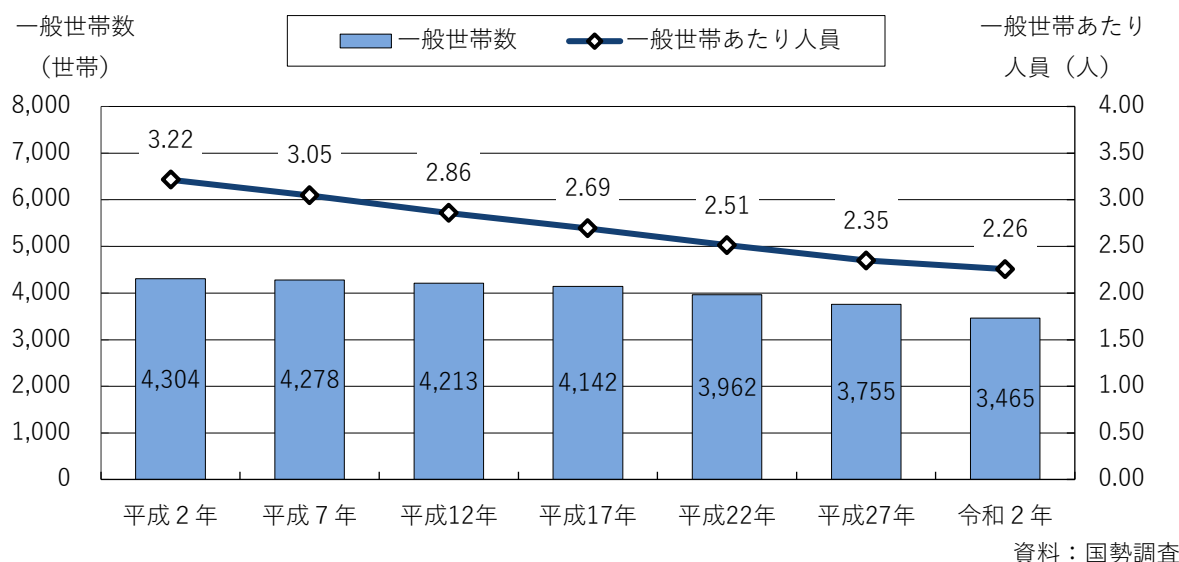


(2) 紀美野町の世帯の状況

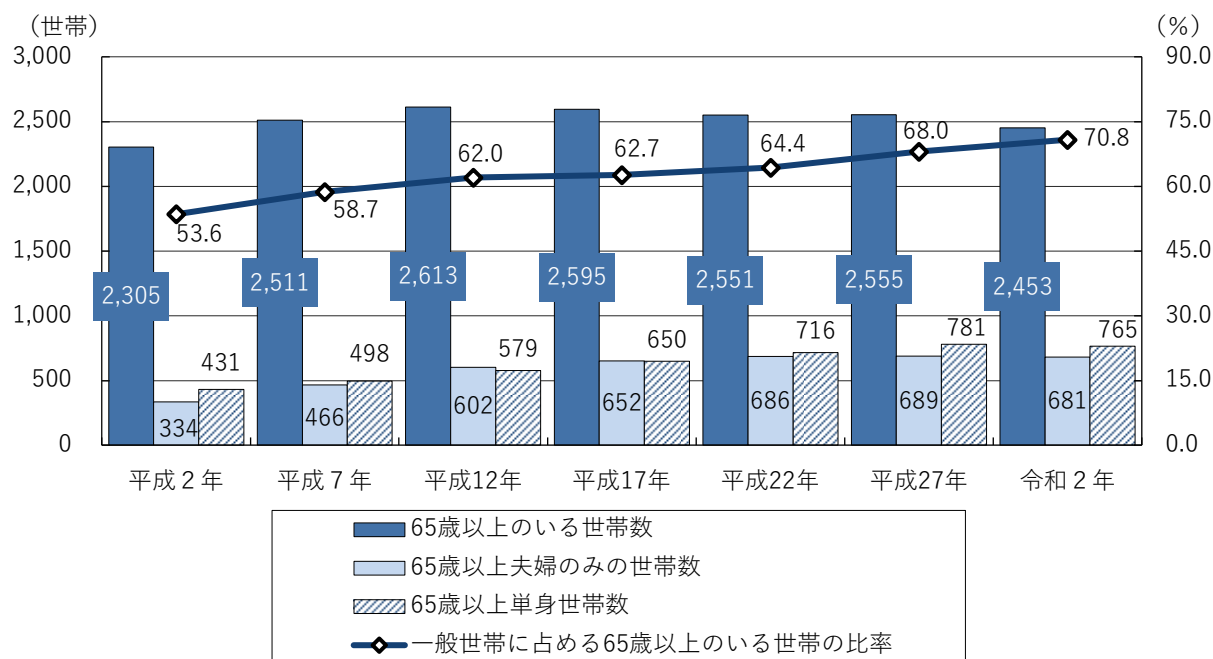
本町の世帯数は減少が続いていますが、平成17年以降は減少幅が大きくなっています。一般世帯あたり人員も減少が続いており、核家族と単身世帯の割合が増加しています。

高齢者のいる世帯数は平成12年以降やや減少していますが、高齢者のいる世帯の比率は増加しており、高齢者のみの世帯も増加しています。

■世帯数と世帯あたり人員の推移



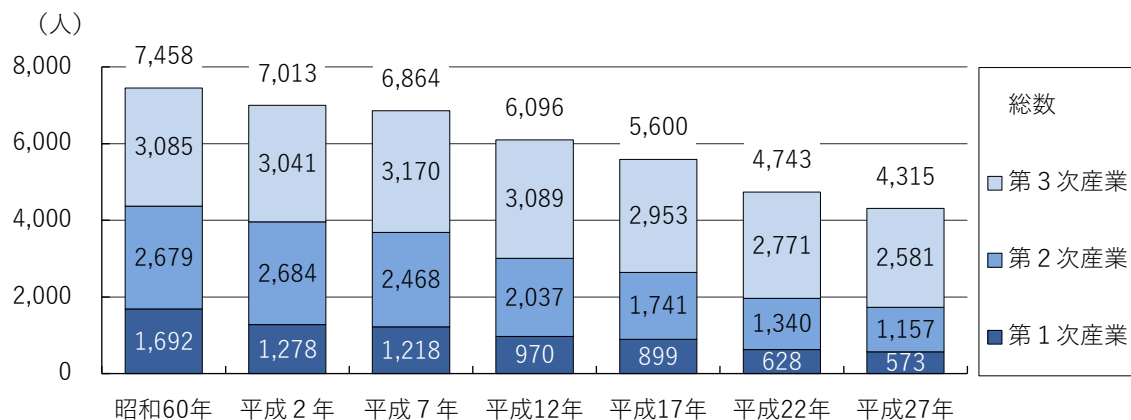
■高齢者世帯数の推移



(3) 産業の状況

本町の住民における就業している人（以下「就業者」という。）の数は、人口減少と高齢化の進展を反映して、減少が続いています。また、第1次産業従事者の割合が減少し、第3次産業従事者の割合が増加しています。

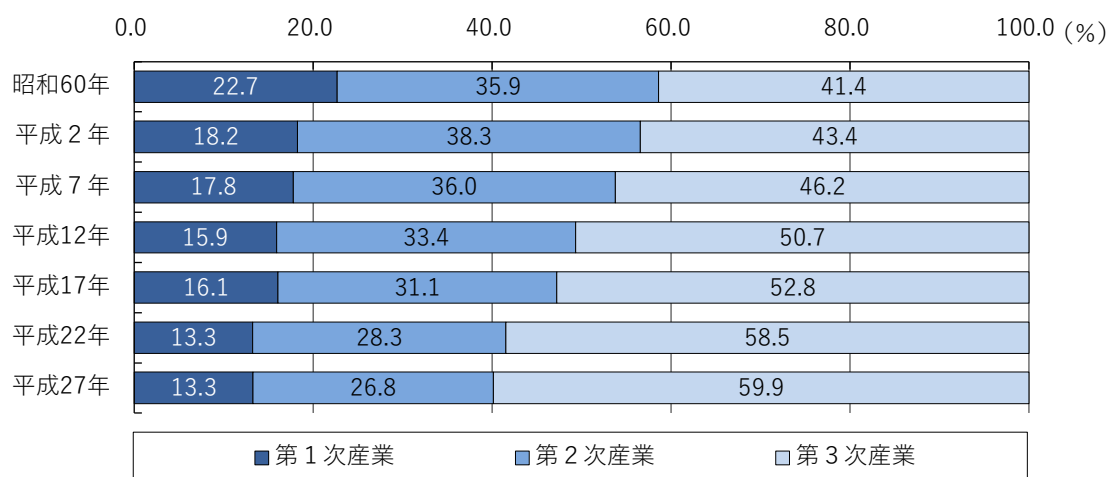
■産業別就業者数の推移



※総数には「分類不能の産業」を含むため、合計が合わない場合があります。

資料：国勢調査

■産業別就業者比率の推移



資料：国勢調査

3 アンケート調査からみた住民の意識

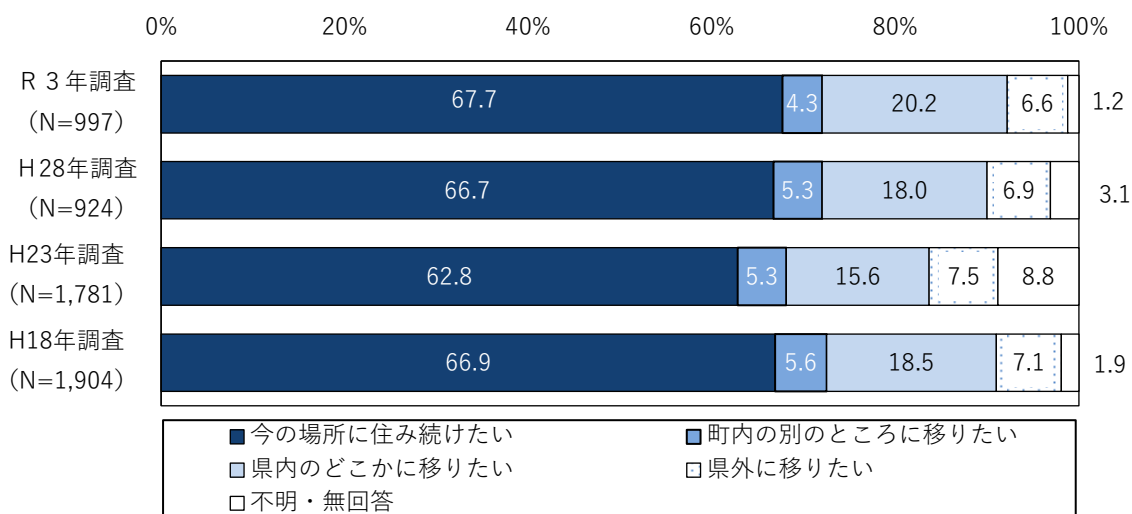
長期総合計画の策定にあたり、住民が紀美野町をどのように評価しているかについて、令和3年に18歳以上の住民を対象としたアンケート調査を実施しました。また、町のこれからを担う若い世代の意見を調べるため、町立中学校の2、3年生を対象としたアンケート調査も実施しました。主な結果について、過去の調査との比較を含めて示します。

(1) 今後の居留意向

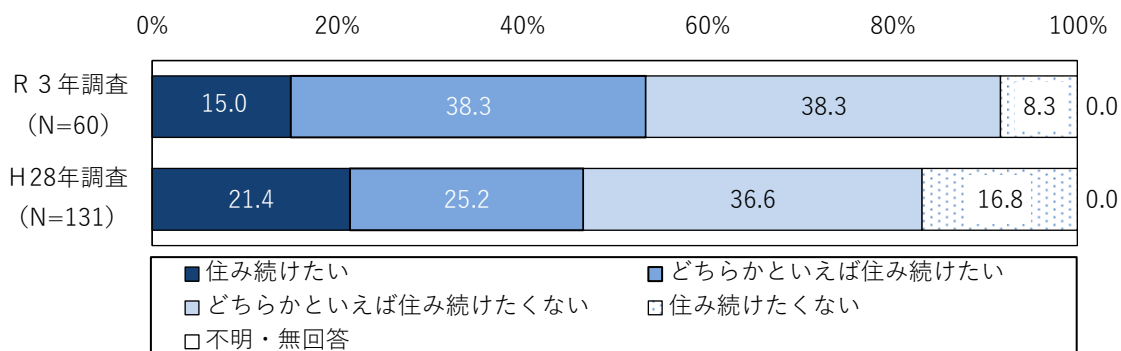
現在住んでいるところにこれからも住み続けたいかどうかについては、全体の3分の2が「今の場所に住み続けたい」と回答する一方で、約4分の1の人は町外に移りたいと回答しています。過去の調査との比較では、大きな変化は見られませんが、近年の調査では、「今の場所に住み続けたい」が最も多くなっています。

また、中学生に学校卒業後も町内に住み続けたいかどうかを尋ねたところ、前回調査（H28年調査）と比べると肯定的な回答が増加していますが、「どちらかといえば住み続けたい」が増加する一方で「住み続けたい」は減少しています。

■今後の居留意向（住民アンケート）



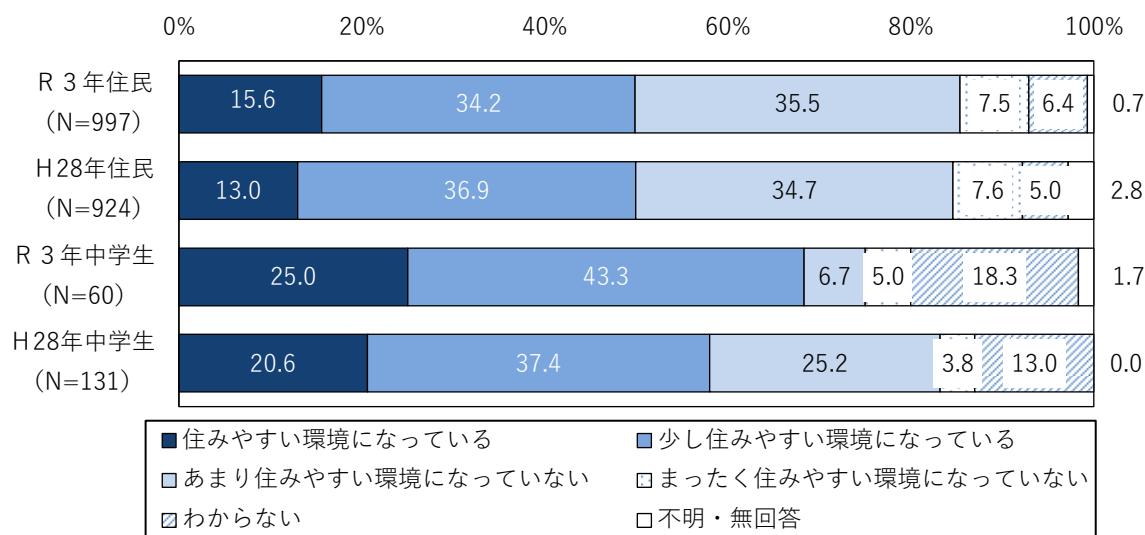
■学校卒業後の居留意向（中学生アンケート）



(2) 住みやすさの評価

住んでいる地域は、誰もが住みやすい環境になっていると思うかどうかについては、住民アンケートでは前回調査とほぼ同様の結果ですが、中学生アンケートでは前回調査より住みやすいという回答が増加しています。

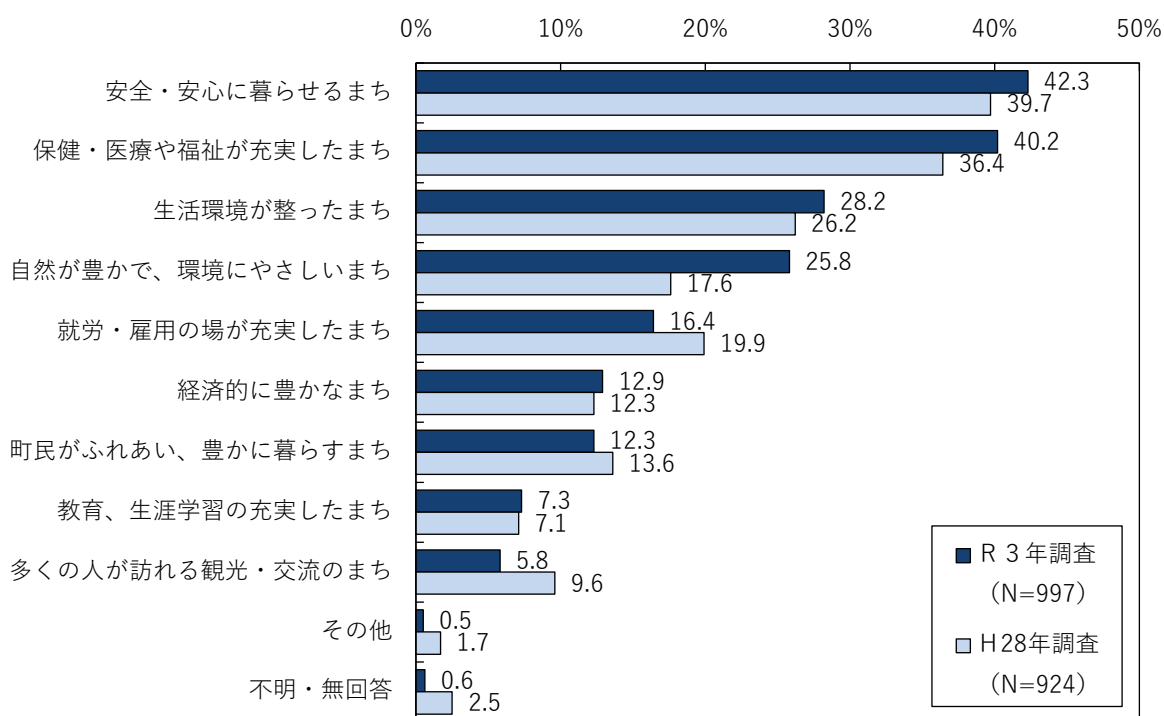
■住みやすさの評価（住民アンケート・中学生アンケート）



(3) 将来の紀美野町への希望

将来の紀美野町への希望については、前回調査とほぼ同様の結果ですが、「自然が豊かで、環境にやさしいまち」が大きく増加しています。

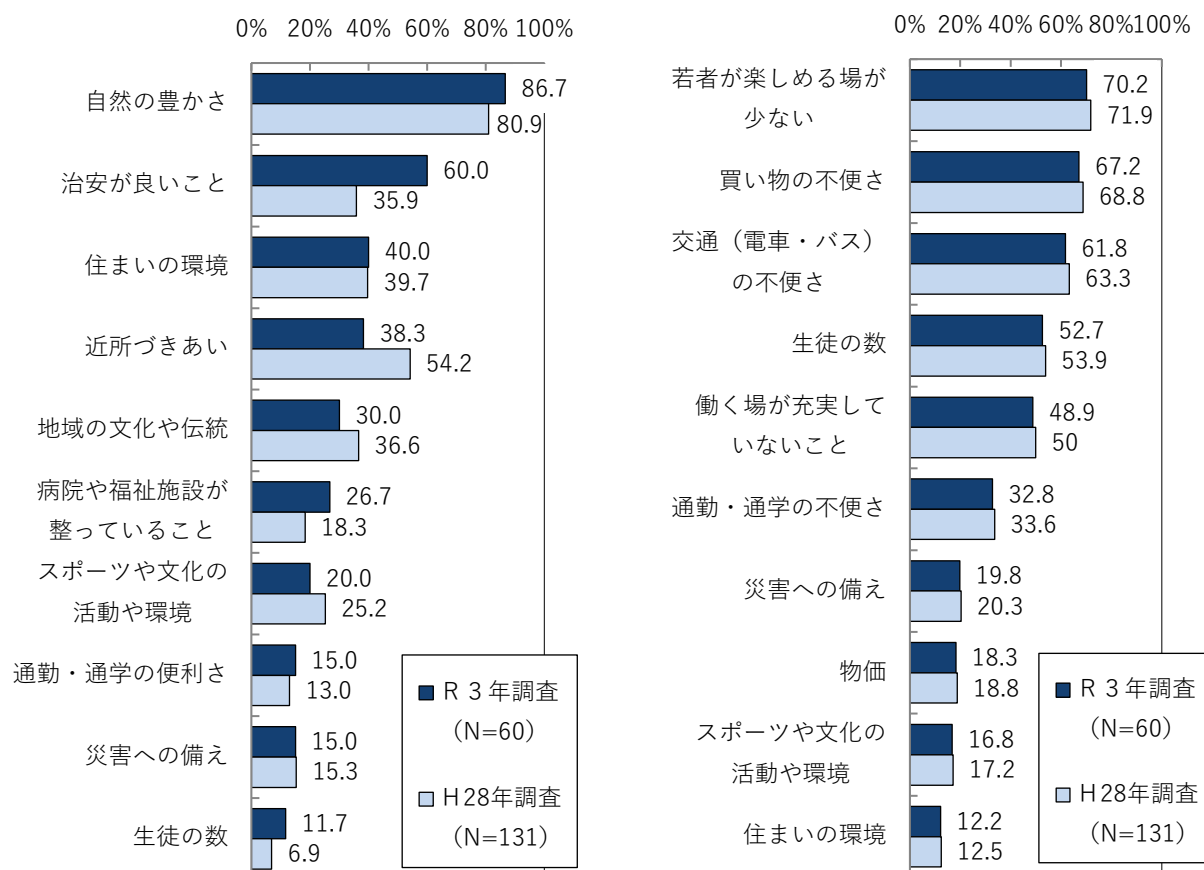
■将来の紀美野町をどのようなまちにしていきたいと思うか（2つまで複数回答、住民アンケート）



(4) 紀美野町の良いところと良くないところ

中学生が感じる紀美野町の良いところと良くないところをみると、良いところとしては「自然の豊かさ」や「治安が良いこと」等、良くないところとしては生活の利便性や娯楽、働く場の乏しさ等が上位に挙げられています。良くないところは前回調査とほぼ同様ですが、良いところについては「治安が良いこと」が大きく増加し、「近所づきあい」が減少しています。

■紀美野町の良いところ上位 10 項目（中学生） ■紀美野町の良くないところ上位 10 項目（中学生）



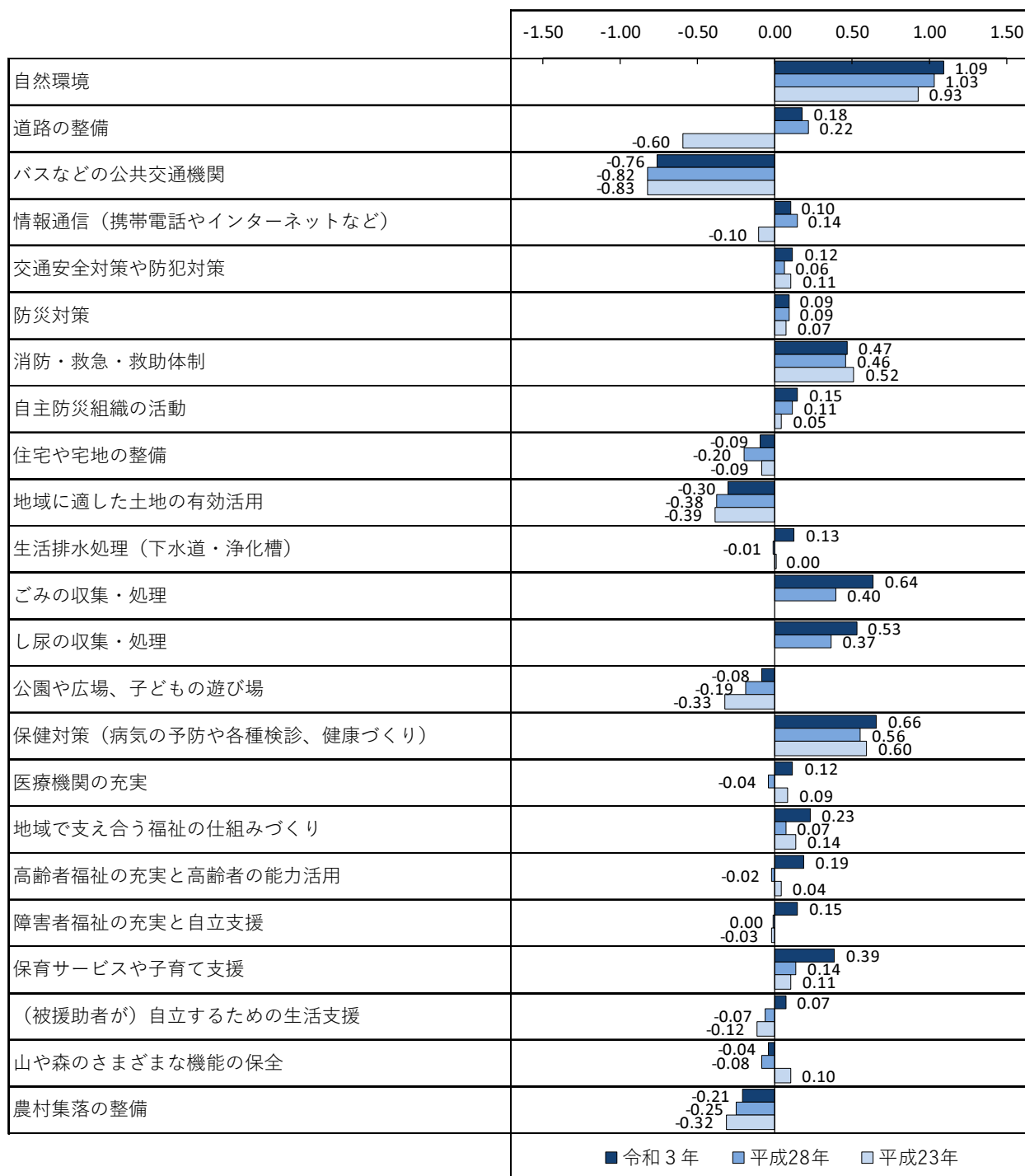
(5) 分野別の満足度

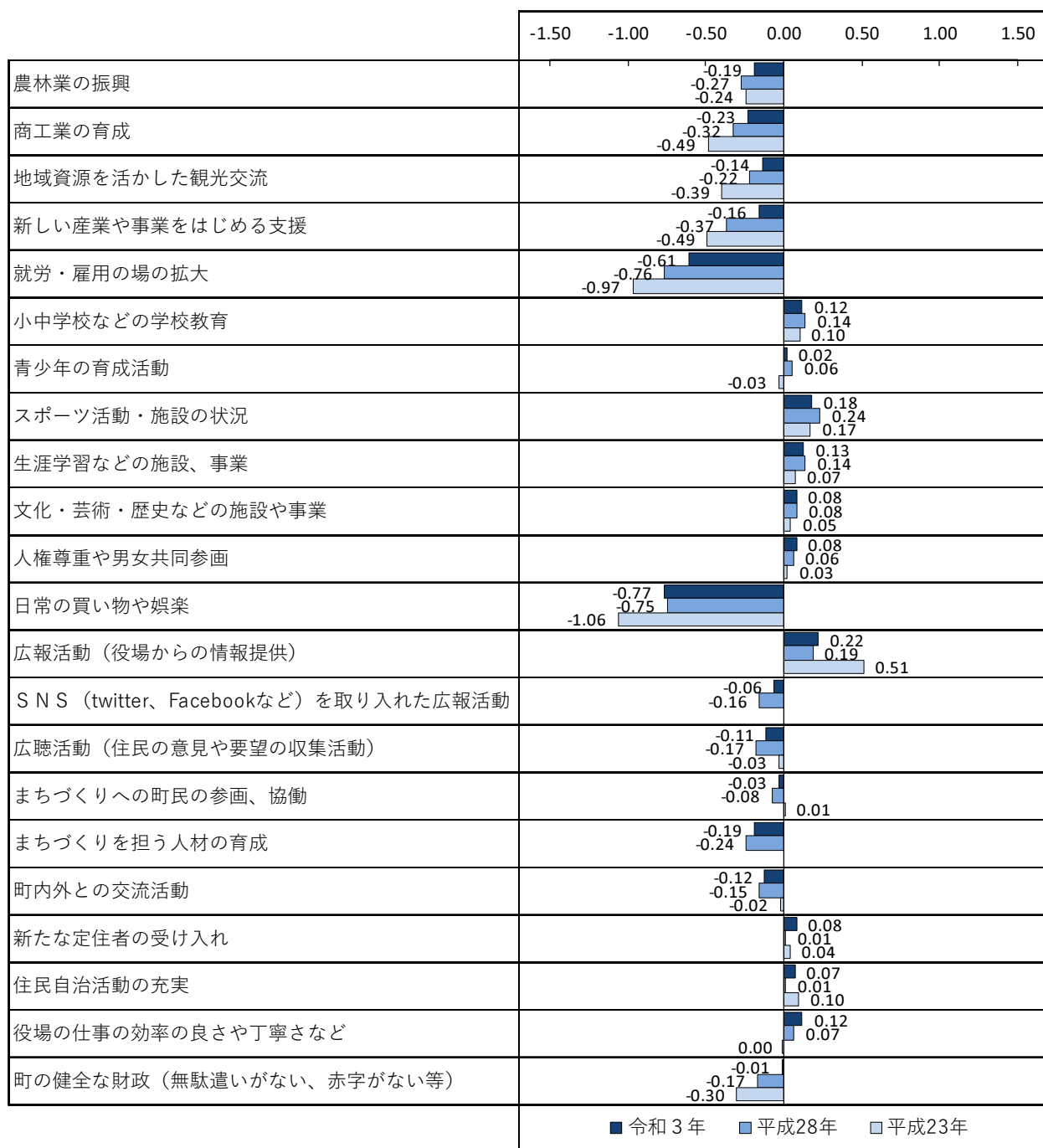
紀美野町の環境や町が取り組んでいる施策に対する満足度について、右の表の通りに得点化し、住民の分野別の満足度得点の平均を算出しました。平成23年、平成28年の調査結果についても同様に処理し、今回の調査と比較しました。

■得点化の方法

回答	得点
満足	+ 2
やや満足	+ 1
どちらでもない	0
やや不満	- 1
不満	- 2

■分野別満足度得点（住民）





分野別の満足度では、「自然環境」が最も高く、次いで「保健対策」、「ごみの収集・処理」が続いています。一方、満足度が低い項目として、「日常の買い物や娯楽」、「バスなどの公共交通機関」、「就労・雇用の場の拡大」が挙げられています。

前回調査（平成28年）と比較して、満足度得点が上昇した項目をみると、最も大きく上昇したのが「保育サービスや子育て支援」（0.25ポイント）で、次いで「ごみの収集・処理」（0.24ポイント）、「高齢者福祉の充実と高齢者の能力活用」（0.21ポイント）が続いています。これらは、近年の福祉の充実が影響していると考えられます。

満足度得点が低下した項目については、いずれも低下幅は小さく、全体として前回調査より満足度がプラスに変化した項目が多くなっています。

4 分野別の取り組み状況

社会情勢の変化や本町の現状、住民意識等を踏まえた、施策分野別の取り組み状況と主要課題について、第2次計画の施策の柱である5つの基本方針ごとにまとめました。

基本方針1 みんなでつくるまちづくり（住民協働と行政改革）

- 分野1 住民協働の拡大と深化を進めます
- 分野2 活発な地域活動と地域交流を促進します
- 分野3 行政改革を推進します

「住民活力でつくるまちづくり」をスローガンとして掲げたこれまでの取り組みを通じ、地域においてさまざまに活動する団体の増加と支援制度の確立、NPOが主体となった定住促進事業の推進など、住民とともにまちづくりに取り組む活動には一定の成果を上げてきました。一方で、人口減少と高齢化を背景とするコミュニティ組織の機能低下が課題となっており、今後は住民の意見も踏まえた各分野における組織再編等の検討も求められます。

行政においては、合併後に継続してきた職員数の適正化がほぼ完了し、今後は人口減少の状況を踏まえた、より効果的・効率的な運営が課題となります。本町の置かれた状況について、広く住民に知らせながら、住民協働のまちづくりを充実・進化させていくことが求められます。

基本方針2 子育て・教育のまちづくり（子育て支援・生涯学習）

- 分野4 子育てしやすいまちづくりを進めます
- 分野5 学校教育を充実させ、次世代を育成します
- 分野6 生涯学習と文化・スポーツ活動の環境を整えます

本町の人口減少と少子高齢化の問題は、人口の維持・増加の鍵を握る若年世代、子育て世代の町外への転出超過が続いていることが大きな課題となっています。本町では、「子育て支援県下一」をめざし、就学前施設の整備や預かり保育等のサービスの充実、中学校までの給食費の無償化等の各種の子育て支援を充実させており、住民アンケートにおいても満足度が上昇しています。今後は、サービスのさらなる充実を図るとともに、本町の子育て支援を町内外にPRし、子育て世代の増加につなげていくことが求められます。

学校教育については、新学習指導要領への対応や、英語教育の充実、ICTを活用した教育環境の整備等、次代の変化にふさわしい教育環境・内容の充実に取り組んできました。また、子どもの適切な学習環境を確保する上で、学校規模の適正化を保護者・住民の合意を得ながら進めていくことも、大きな課題となっています。

基本方針3 福祉の充実したまちづくり（健康・福祉）

- 分野7 住民の健康を守り、育みます
- 分野8 高齢者の福祉と介護の充実を進めます
- 分野9 障害者の生活支援と社会参加を推進します
- 分野10 助け合い、支え合う地域福祉を推進します

高齢化率が50%に近づいている本町においては、高齢者のみの世帯も増加しています。今後、高齢者数の大幅な増加はないと考えられますが、要介護等のニーズが高くなる75歳以上の高齢者の比率が高まることや、地域や家庭で高齢者を支える若年世代の人口減少が予想されることから、支援を必要とする高齢者は今後も増加すると考えられます。

これまでに、地域の実情に応じた介護サービスの充実等に取り組んできましたが、引き続き介護予防や生活支援の取り組みについて、地域の自主的な活動を喚起し、それらと連携した支援の充実が求められます。誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域包括ケアシステムの確立が課題となります。

地域で支え合い、助け合う関係づくりや住民交流の活動として地域サロン活動の広がりを図ってきましたが、感染症の流行という状況を受けて十分な活動が難しくなっており、また担い手の高齢化や減少も課題となっています。

基本方針4 安心・安全で住み良いまちづくり（生活基盤・防災）

- 分野11 交通・情報のネットワークを整備します
- 分野12 自然と調和した生活環境を形成します
- 分野13 安全な暮らしを確保します

安心・安全なまちづくりに向け、第2次計画期間においては、土砂災害ハザードマップ、洪水ハザードマップの整備や、防災行政無線のデジタル化と代替的な情報発信手段の整備等に取り組んできました。また、消防・救急体制の整備においても、新しい防災拠点の整備の推進等の取り組みが始まっています。

一方、生活インフラの整備においては、中山間地区で人口密度の低い本町の特性を反映して、水道施設の更新や維持管理の住民1人あたりのコストが大きく、長期的に安定した水道事業運営を確保することが難しくなっています。また道路整備についても着実に推進してきた一方で、町道の管理・清掃等に住民の協力を得にくくなっている状況もあり、維持管理のコストが課題となっています。また、自力での移動手段に乏しい高齢者の交通手段の確保も住民の関心の大きい課題であり、代替的な交通手段確保のための事業も進めながら、継続的に取り組んでいく必要があります。

基本方針5 活力ある産業のまちづくり（産業振興・観光）

分野 14 環境と共生し付加価値を生み出す農林業を育てます

分野 15 まちに賑わいをもたらす商工業・観光を振興します

本町の基幹産業である農業については、従事者の減少と高齢化が進んでいます。また、林業についても同様に、従業者数の減少と後継者不足が課題となっています。就農者の確保については、定住促進や新規就農者支援の取り組みの中で、新しい担い手が生まれており、農家民泊の取り組みについても第2次計画期間中に拡大しています。今後は、観光体験プログラムの開発等を通じた活性化が課題となっています。

商工業については、近年町内に飲食等の新たな商店の開業が相次いでおり、創業支援制度の利用も増加しています。また、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく取り組みにより、PR動画の作成と発信等によるPRの強化や観光産業の育成の取り組みが進んでいます。生石高原やみさと天文台、農林業基盤等、本町の特徴となる資源を効果的に活用しながら、町内産業の活性化につなげていくことが課題となっています。



第2部 基本構想

第1章 まちづくりの将来像

1 めざす将来像

紀美野町の夜空に広がる満天の星、みどり豊かな風景、貴志川水系の清流など、紀美野町の自然は、住民誰もの誇りであり、ここに暮らす人々、訪れる人々にうるおいとやすらぎを与える最も大切な資源であることは、町が誕生して15年が過ぎた今も全く変わりはありません。人口の減少と少子高齢化をはじめとして、本町を取り巻く状況は厳しさを増していますが、本町はこれまでも、これからも、空・山・川の豊かな自然環境を守り生かし、次代に継承するまちづくりを、住民との協働を大切にしながら進めます。

そこで、本計画がめざす紀美野町の将来像は、第1次計画を引き継いで「空・山・川のふれあいのある 美しいふるさと」とします。また、この将来像の実現に向かって「住民と行政がともに力を合わせて地域協働で取り組むまちづくり」の深化と拡大に引き続き取り組むため、「住民活力でつくるまちづくり」のスローガンも継続して採用します。

空・山・川のふれあいのある 美しいふるさと
～住民活力でつくるまちづくり～

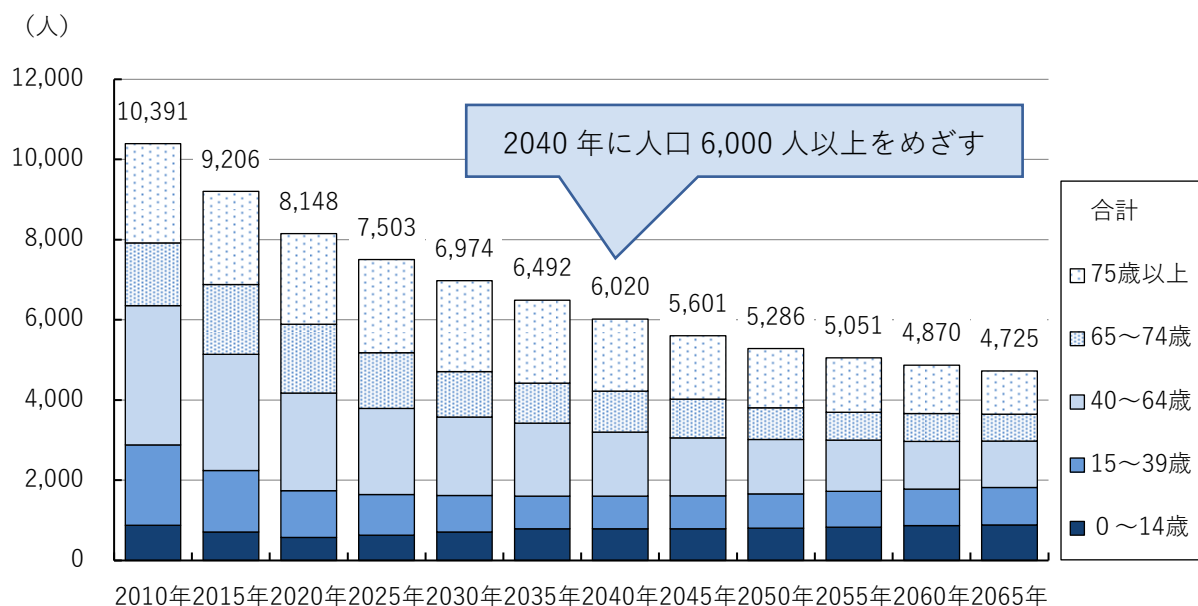
この将来像には、空・山・川の豊かな自然環境の中で、町内外の多様な人々が出会い、ふれあい、ともに支え合い、いきいきと活力にあふれる「美しいふるさと」を実現していきたいという願いが託されています。また、「住民と行政がともに力を合わせて地域協働で取り組むまちづくり」の深化と拡大とは、少子高齢化の進行による支援ニーズの拡大の一方で持続可能な町財政の確立という課題を踏まえ、介護・子育て・防災・定住促進等、これまでに取り組んできた住民と行政の連携によるまちづくりの活動を、さらに多くの分野に拡大するとともに、住民の主体的な取り組みのさらなる活性化を推進していこうとするものです。

本計画全体に共通するこうした考え方に基づき、これからの紀美野町のまちづくりを推進します。

2 人口ビジョンに基づく将来人口の目標

令和 2 年に策定した「改訂版紀美野町人口ビジョン」では、出生率の改善と転出入の改善により、令和 22 年（2040 年）に人口 6,000 人を維持することを掲げています。

■改訂版紀美野町人口ビジョン



また、これを達成するために必要な自然増減と社会増減の条件は、以下のようになっています。

■紀美野町人口ビジョンの考え方

達成目標人口	2040 年に 6,000 人の人口規模を維持
目標人口達成のために必要な自然増減に関する条件設定	合計特殊出生率を段階的に引き上げ、2040 年までに 1.8 にする。
目標人口達成のために必要な社会増減に関する条件設定	直近（2015 年～2019 年）の状況に対して、 毎年子育て世帯 13 世帯分 及び セミリタイア夫婦世帯 10 世帯分 の転入を増加させるか、転出を抑制する。

令和2年の国勢調査では、本町の人口は8,256人となっています。人口ビジョンの想定をやや上回っており、人口減少の速度がやや緩和されたことが示されています。しかし、若年層の転出は継続しており、人口ビジョンの達成についても楽観できない状況となっています。そこで、人口ビジョンに基づく本計画期間中における目標人口として、令和7年（2025年）の国勢調査人口7,500人、また計画期間後となりますが、令和12年（2030年）の国勢調査人口7,000人をめざします。

本計画における目標人口（国勢調査）

令和7年（2025年）：7,500人

（令和12年（2030年）：7,000人）



第2章 まちづくりの基本方針

めざす将来像の実現に向け、まちづくりの基本方針と分野別の政策の大綱を次のように定めます。

基本方針1 みんなでつくるまちづくり(住民協働と行政改革)

分野1 住民協働の拡大と深化を進めます

これまで進めてきた住民協働の取り組みを、まちづくりのあらゆる分野に広げ、住民・地域・事業者・行政が、地域課題の解決にともに取り組むための環境整備を進めます。

住民の主体的な活動を引き出すような情報提供や支援を進め、住民活動の担い手の育成を図るとともに、住民参画を推進し、住民と行政が一体となったまちづくりを進めます。

分野2 活発な地域活動と地域交流を促進します

住民自治と地域協働の母体となる自治会等のコミュニティ組織の強化と活動を支援します。地域のつながりを深め、世代を超えた交流が図られるよう取り組むとともに、人権意識や男女共同参画意識の高揚を図ります。

分野3 行政改革を推進します

各種研修や人事諸制度の充実による職員の能力と資質の向上に努めるとともに、情報通信機器の高度利用及びDXによる事務の効率化と住民サービスの向上を進めます。また、住民協働に対する町職員の意欲と能力を高め、ともにつくるまちづくりの先導役としての力量の向上を図ります。

予算や政策形成と連動した行政評価のシステムを確立し、政策遂行能力の向上を図るとともに、民間活力の有効活用や経費の削減を進め、財政の健全化と持続可能な自治体運営をめざします。

基本方針2 子育て・教育のまちづくり(子育て支援・生涯学習)

分野4 子育てしやすいまちづくりを進めます

子育て世帯の経済的支援やニーズに応じた保育サービスの充実等を通じ、子育てしやすいまちづくりを進めます。地域における交流や世代間交流を促進し、子どもが大切にされる地域の形成を進めます。

分野5 学校教育を充実させ、次世代を育成します

小学校・中学校及び関係機関の連携を強化し、一貫性のある教育を推進します。学校運営への地域住民の参加や地域教育資源の積極的な活用を行い、地域と一体となった学校づくりを進めます。

学校規模の適正化や校区の見直しを含め、安全で学習効果の高い教育環境を整え、児童・生徒の個性や社会の変化、地域課題等に対応した教育を推進するとともに、平等な教育機会の保障と確かな学力の育成を図ります。

分野6 生涯学習と文化・スポーツ活動の環境を整えます

地域課題の解決や地域交流の活性化につながる学習機会の提供を進め、さまざまな学習成果が地域社会・まちづくりに還元されるよう努めるとともに、住民の主体的な学習を支援します。

スポーツ施設の整備と有効利用を進め、各種スポーツ事業の充実と地域スポーツ組織の育成を図ります。また、本町の貴重な有形無形の歴史文化遺産の調査と適切な保全・継承に努めるほか、それらの情報発信と有効な活用を進めます。

基本方針3 福祉の充実したまちづくり(健康・福祉)

分野7 住民の健康を守り、育みます

住民の心身にわたる健康づくりに対する意識を高め、健康重視の生活を普及・定着させることによって、生活習慣病の予防や介護予防の充実を図ります。保健指導、各種健診・検診の体制強化を進め、各年代に応じた保健事業を充実させます。

中核病院の機能強化と各医療機関の連携等により地域医療体制を充実させるとともに、緊急時の医療の確保など、多様な医療ニーズへの対応を進めます。

分野8 高齢者の福祉と介護の充実を進めます

介護サービスと高齢者福祉の充実を図り、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援等のサービスを受けながら暮らし続けられる、地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組みます。

高齢者の健康の保持・増進と地域社会への積極的な参画、能力活用を進め、高齢者の社会貢献と生きがいのある暮らしの推進に努めます。

分野9 障害者の生活支援と社会参加を推進します

障害者の自立と社会参加に向けた支援や福祉サービスを充実させるとともに、生涯を通じた生活の安定をめざします。

教育・就労・地域活動等の幅広い分野において、障害者の参画を阻害する社会的障壁^{※3}の除去に取り組みます。また、障害を理由とする差別の禁止と合理的配慮^{※4}の提供について、周知と啓発を推進します。

分野10 助け合い、支え合う地域福祉を推進します

住民相互で支え合う意識の高揚や福祉ボランティアの確保・育成等により、社会福祉協議会を中心に、地域福祉の推進体制の充実を図ります。また、生活困窮世帯やひとり親世帯等への援助と自立支援を行います。

※3：社会的障壁とは、障害者が日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような、社会における事物・制度・慣行・観念等のこと。

※4：合理的配慮とは、社会的障壁を取り除くために、障害者に対し個別の状況に応じて行われる配慮のこと。

基本方針4 安心・安全で住み良いまちづくり(生活基盤・防災)

分野 11 交通・情報のネットワークを整備します

町内外の交流を活発化する広域幹線道路網の整備を促進するほか、町内各地区の道路交通の円滑化と安全・快適な道路環境づくりを進めます。既存公共交通機関の路線の維持と利便性向上を図る一方、全町的な視点から多様な交通手段の確保に取り組み、交通弱者の支援に努めます。

また、現代生活に不可欠な情報通信基盤の整備拡充と有効利用を促進し、デジタル化によるメリットを享受できる地域社会の推進とデジタルデバイド^{※5}対策に努めます。

分野 12 自然と調和した生活環境を形成します

定住を促進する住宅の整備を進め、宅地の販売を促進します。安全で良質な飲料水を安定的・効率的に供給できるよう、水道施設の整備を進めるほか、公共水域の環境を保全する下水道施設の事業運営、浄化槽普及への支援を図ります。

省資源・循環型社会の形成に向けたごみの減量化とリサイクル活動、やすらぎをもたらす公園の整備、景観整備や環境美化活動など、豊かな自然と調和した生活環境の創出を進めます。水源かん養機能など森林や農地の公益的な機能の維持や防災に留意しつつ、秩序ある土地利用を進めるとともに、CO₂排出量の削減など地球環境問題に対応した環境負荷の低減に取り組み、本町の空・山・川の豊かな自然環境を保全・継承します。

分野 13 安全な暮らしを確保します

すべての住民が安全で安心して暮らせるよう、山地や河川の保全・防災対策を進めます。消防・救急・救助体制の充実と消防団の機能強化を図るとともに、さまざまな災害の発生に備え、情報通信体制や災害資機材の充実、避難場所等の整備、自主防災組織の強化や災害弱者の支援体制の確立を推進します。

また、交通事故や犯罪から住民を守るため、道路環境の改善や適切な情報提供に努めるとともに、交通安全や防犯に関する住民主体の取り組みを支援します。

※5：デジタルデバイドとは、コンピューターやインターネットなど情報技術を利用する能力及びアクセスする機会を持つ人と持たない人との間に情報格差が生じる問題のこと。

基本方針5 活力ある産業のまちづくり(産業振興・観光)

分野 14 環境と共生し付加価値を生み出す農林業を育てます

農地の保全と生産効率の向上、農業経営の支援と生産組織の育成、生産技術の向上と付加価値の高い農産物の生産・流通の強化等により、若年世代にとって魅力的な農業経営基盤の確立に努め、担い手の確保と耕作放棄地の解消をめざします。地産地消の推進等により、小規模農家の農業生産が維持できる環境整備を進めます。

林業については、適切な施業を促進し、森林の保全と豊かな森林資源の育成に努め、経済的価値の向上と公益的機能の強化を進めます。また、農林漁業と観光・交流との連携を図り、環境・体験学習や食育、観光・交流、生きがいつくりなど、農林業が持つ多面的な機能を活用します。

分野 15 まちに賑わいをもたらす商工業・観光を振興します

定住を促進する環境づくりに不可欠な商業機能を維持していくための支援に努めるとともに、多様な消費ニーズと環境変化に対応した商業活動を促進します。

また、既存工業の技術・製品開発や経営安定化を促進するとともに、環境負荷の少ない企業・事業者等の誘致に取り組みます。

豊かな自然や特色ある歴史文化等を生かした観光事業や、農業基盤を生かした農家民泊等の体験交流プログラムを開発・強化し、自然豊かな紀美野町のPRと定住促進事業への接続を図ります。





中田の棚田



のかみふれあい公園



みさと天文台

第3部 基本計画

計画の体系

将来像	基本方針	分野	施策	ページ
空・山・川のふれあいのある 美しいふるさと 住民活力でつくるまちづくり	基本方針1 みんなでつくるまちづくり (住民協働と行政改革)	分野1 住民協働の拡大と深化を進めます	施策1 地域協働のまちづくりの体制整備 施策2 まちづくり協働活動の促進 施策3 広報・広聴と情報発信の充実	30 31 32
		分野2 活発な地域活動と地域交流を促進します	施策4 住民の相互交流の促進 施策5 町外との交流と町のPRの充実 施策6 定住促進事業の拡大 施策7 人権擁護・男女共同参画の推進	34 35 36 37
		分野3 行政改革を推進します	施策8 行政運営の効率化 施策9 行政事務の改善 施策10 財政の健全化 施策11 協働・分権型行政への転換	39 40 41 42
	基本方針2 子育て・教育のまちづくり (子育て支援・生涯学習)	分野4 子育てしやすいまちづくりを進めます	施策12 育児支援事業の充実 施策13 子育て支援環境の整備 施策14 出産・子育ての経済的支援	44 45 46
		分野5 学校教育を充実させ、次世代を育成します	施策15 学校教育環境の充実 施策16 教育内容の充実 施策17 多様なニーズに対応した教育の充実 施策18 地域と連携した教育の推進	48 49 50 51
		分野6 生涯学習と文化・スポーツ活動の環境を整えます	施策19 生涯学習の推進 施策20 文化活動の推進 施策21 スポーツ環境の整備 施策22 町の特色ある施設を活用した学習・交流事業の展開	53 54 55 56
	基本方針3 福祉の充実したまちづくり (健康・福祉)	分野7 住民の健康を守り、育みます	施策23 保健事業の推進 施策24 健康づくり活動の促進 施策25 地域医療体制の整備	58 59 60
		分野8 高齢者の福祉と介護の充実を進めます	施策26 介護保険サービスの充実 施策27 介護予防と在宅福祉対策の推進 施策28 高齢者福祉体制の整備 施策29 地域交流と社会参加の充実	62 63 64 65
		分野9 障害者の生活支援と社会参加を推進します	施策30 早期発見と早期支援の体制整備 施策31 障害福祉サービスの拡充 施策32 社会参加の促進	67 68 69
		分野10 助け合い、支え合う地域福祉を推進します	施策33 地域福祉推進体制の強化 施策34 特に支援を必要とする世帯の支援	71 72
	基本方針4 安心・安全で住み良いまちづくり (生活基盤・防災)	分野11 交通・情報のネットワークを整備します	施策35 道路網の整備と管理 施策36 公共交通の確保と利便性の向上 施策37 情報通信基盤の維持・活用	74 75 76
		分野12 自然と調和した生活環境を形成します	施策38 住宅・宅地の整備 施策39 持続可能な水道事業の運営 施策40 環境保全に向けた廃棄物・生活排水の処理 施策41 自然と共生するまちづくり	78 79 80 81
		分野13 安全な暮らしを確保します	施策42 災害に強いまちづくり 施策43 消防・救急・救助体制の充実 施策44 交通事故や犯罪の防止	83 84 85
	基本方針5 活力ある産業のまちづくり (産業振興・観光)	分野14 環境と共生し付加価値を生み出す農林業を育てます	施策45 中山間地域農業の生産性向上 施策46 豊かな森林資源の利用促進 施策47 農林水産業基盤を生かした観光交流の促進	87 88 89
		分野15 まちに賑わいをもたらす商工業・観光を振興します	施策48 商工業の育成 施策49 観光交流事業の推進 施策50 雇用・就労の場の確保	91 92 93

基本方針 1

みんなでつくるまちづくり (住民協働と行政改革)

分野1 住民協働の拡大と深化を進めます

現 状 と 課 題

- ◆高齢化と人口減少が進む中、自治会をはじめとする地域活動の存続が困難な状況が生まれています。誰もが地域活動に参加しやすい環境づくりを進めていくことが求められます。
- ◆これまで地域が担ってきた活動を行政が肩代わりすることは難しく、持続可能な地域活動の維持と活性化に向け、まちづくり推進協議会を核とした各種の活動をはじめとする住民主体の取り組みを推進していく必要があります。
- ◆令和2年度に発足した中田の棚田再生プロジェクトは、住民・町外在住者を含むサポーターがともに取り組む活動となっています。移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことを指す「関係人口」の獲得という面においても、人口減少と高齢化の進む本町のまちづくりの一つの方向性を示すものとなっています。
- ◆スマートフォン等で利用できるアプリを活用した広報誌の配信等、ICTを活用した情報発信が拡大しており、引き続き住民にとって利用しやすく、効果的な発信を広げていく必要があります。

政 策 の 方 針

住民協働の取り組みを、まちづくりのあらゆる分野に広げ、住民・地域・事業者・行政が、地域課題の解決にともに取り組むための環境整備を進めます。住民活動の担い手の育成と住民参画を推進し、住民と行政が一体となったまちづくりを進めます。

目 標 指 標

指標	現状値(R2 年度)	目標値(R8 年度)
住民意識調査で、まちづくりへの町民の参画、協働について「満足」「やや満足」と回答した人の割合	13%	20%
まちづくり活動に取り組んでいる地区数	5地区	6地区
住民主体の地域おこし事業数	1地区	3地区

施策1 地域協働のまちづくりの体制整備

基本事業1 活動組織の育成と支援

- 地域でまちづくりに取り組む組織の立ち上げと当面の活動に対する経済的な支援を行うとともに、補助に頼らない自立した運営の確保に向けた取り組みを支援します。
- 地域活動の担い手となれる人の掘り起しや育成に努め、地域おこし協力隊・集落支援員の導入等の人的な支援に取り組みます。

◆主な事業◆

まちづくり支援補助金、地域おこし協力隊・集落支援員の導入

基本事業2 まちづくり活動の活性化

- まちづくり推進協議会を核とした各種のまちづくり活動の活性化に取り組みます。
- まちづくり推進協議会に参加する団体・事業者の拡大を図ります。
- 中田の棚田再生プロジェクト等、住民主体の地域おこし事業を支援します。

◆主な事業◆

まちづくり推進協議会活動の支援、中田の棚田再生プロジェクトの支援

基本事業3 地域分権の仕組みづくり

- 住民が相互に課題を共有し、主体的な活動のきっかけとなるような働きかけを進めます。
- 地域課題の解決や地域の実情に応じた取り組みを進めるため、住民主体の活動を公的に支援する仕組みを整え、住民が地域の活動に参加しやすい環境整備を図ります。

◆主な事業◆

地域団体への事業委託の仕組みの検討、地域活動への財政的支援、地域の活動拠点の整備

住民参加に向けて

地域活動やまちづくり活動に多くの住民の参加が得られるよう、多様な機会を通じて働きかけを進めます。住民参加の場づくりや連携・協働のノウハウについて、町職員の資質の向上に努めます。

関連計画

・まち・ひと・しごと創生総合戦略

施策2 まちづくり協働活動の促進

基本事業1 住民協働による施策の推進

- 定住促進活動をはじめとして、これまで進めてきたNPOや地域団体と連携した事業を、拡大し、さらなる促進を図ります。より多くの領域で行政と住民の協働による事業が推進されるよう取り組みます。
- NPOや地域団体、地域まちづくり団体と連携した取り組みの事業化を図り、住民主導のまちづくり活動や住民支援活動の活性化を図ります。

◆主な事業◆

NPO・地域団体との連携事業の拡大

基本事業2 町政への住民参加の促進

- 住民参加によるタウンミーティングやワークショップ等を開催し、住民の意向の施策への反映と自主的な活動の促進に取り組みます。
- 広聴活動の充実により、住民の意見の町政への反映を推進します。

◆主な事業◆

タウンミーティング・ワークショップ等の開催、提言箱の設置

住民参加に向けて	関連計画
これまで進めてきた住民協働の取り組みをさらに発展させ、幅広い分野で行政と住民がともに課題解決に取り組む活動を推進します。タウンミーティング等の住民参加の新たな事業を推進します。	・まち・ひと・しごと創生総合戦略

「協働」の考え方について…

「協働」とは、立場の異なる者同士が、共通の目標のために、ともに力を合わせて活動することを言います。紀美野町の「住民協働」の取り組みは、行政だけ、住民だけがバラバラに活動したり、特定の地域や団体だけに頑張ってもらうのではなく、行政・住民・地域・関係団体が、互いの力と知恵を出し合いながら、ともにまちづくりに取り組んでいこうとするものです。そんな活動を広げ、深めていくことで、「美しいふるさと」を守り、育み、次の世代に引き継いでいくことを、この計画全体を通じてめざしています。

施策3 広報・広聴と情報発信の充実

基本事業1 広報媒体の充実

- 広報誌・回覧・議会だより・町ホームページ・町勢要覧等を通じた情報発信を進めます。
- 住民活動の支援や活性化につながるような広報誌の充実と誌面の工夫を進めます。
- スマートフォン等で利用できるアプリを活用した広報誌の配信等、住民が活用しやすい情報発信を進めます。また、視覚障害者向けの声の広報の発行を支援します。

◆主な事業◆

「広報きみの」・「議会だより」の発行
無料アプリ「マチイロ」「ライブビジョン」による「広報きみの」の配信

基本事業2 ICTを活用した情報発信

- 町ホームページのさらなる充実に向け、各課からの積極的な情報発信を進めます。
- 防災アプリを用いた防災行政無線放送の配信等、効果的な情報発信を進めます。

◆主な事業◆

わかりやすい町ホームページの作成と更新、SNSを通じた情報発信、防災情報の配信

基本事業3 情報公開の体制整備

- 住民の知る権利を尊重し、情報公開請求に適切に対応できる体制を維持します。
- 提言箱の設置やパブリックコメントの募集、調整に関する意見・提案のできる場の整備など、双方向の情報交流による広聴の充実と町政への住民参加の拡大を進めます。

◆主な事業◆

全庁統一された文書管理、情報公開制度の適切な運用

住民参加に向けて

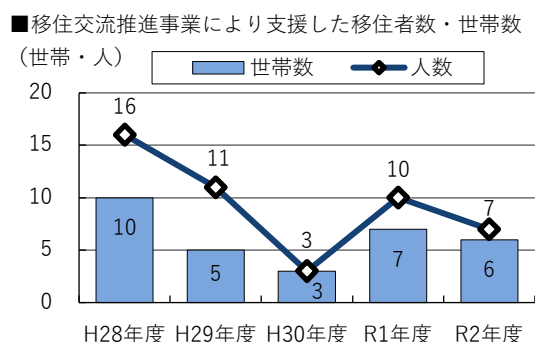
町政やまちづくりに関心を持つ住民・事業者が増加するよう、情報提供・情報発信の工夫に努めます。町の課題やめざすべき方向性を町全体で共有し、ともに取り組むための広報・広聴を進めます。

関連計画

分野2 活発な地域活動と地域交流を促進します

現 状 と 課 題

- ◆人口減少や少子高齢化を背景として、自治会、老人クラブ、自主防災組織等、さまざまな地域の活動について、活動の停滞や弱体化が課題となっています。また価値観の多様化やライフスタイルの変化に伴う住民と地域の関わり希薄化も指摘されています。若い世代が地域で活動しやすい環境づくりを進めるとともに、住民の意見や希望を尊重しつつ、組織の再編を進めていくことも求められています。
- ◆地域・住民団体と連携した移住・定住の取り組みを継続しており、定住促進のための住居支援等、移住・定住の支援制度についても利用が増加しています。人口ビジョンの達成に向け、取り組みの継続と、より効果的な事業の検討を進める必要があります。
- ◆農家民泊や教育旅行の受け入れ、合宿誘致等、本町の資源を活用した町外との交流活動が拡大しています。町のPR動画の作成と発信等、インターネットを活用した新しい情報発信も進めており、引き続き積極的にこれらの取り組みを推進し、町外との交流の活性化を図っていくことが課題となります。



政 策 の 方 針

住民自治と地域協働の母体となる、自治会等のコミュニティ組織を強化する活動を支援します。地域のつながりを深め、世代を超えた交流が図られるよう取り組むとともに、町外との交流による移住・定住の促進に取り組みます。

目 標 指 標

指標	現状値(R2 年度)	目標値(R8 年度)
住民意識調査で、住民自治活動の充実について「満足」「やや満足」と回答した人の割合	16%	20%
移住交流推進事業により支援した世帯数	6 世帯	10 世帯
定住促進補助金利用件数(5か年累計)	81 件	90 件

施策4 住民の相互交流の促進

基本事業1 集落コミュニティ活動の活性化

- 区長を対象とした連絡協議会や研修会を開催し、地域の課題等の調整や解決を支援します。
- 弱体化した地域団体の再編について、住民の意見や希望を尊重しつつ推進します。

◆主な事業◆

区長連絡協議会・研修会の開催、コミュニティ組織の再編についての住民との意見交換

基本事業2 多世代交流の活性化

- 地域で支え合う関係づくりの基盤として、コミュニティ施設や地域サロンを核とした、多世代交流の活性化を推進し、つながりの強化を図ります。
- 若い世代が地域で生活しやすい環境をつくり、若年世代の定住促進に努めます。
- 感染症の拡大に伴い活動を縮小している地域の活動再開に向けた呼びかけや支援の拡大を図ります。
- 高齢者の子育て支援活動や学習支援活動への参加、子どもと高齢者の交流など、多様な多世代交流の取り組みを促進します。

◆主な事業◆

地域交流活動の支援、若年世代の地域活動への参加の促進、こども食堂の支援、コミュニティカフェ(住民の出会いと交流の場)

住民参加に向けて	関連計画
住み良い地域をつくる上で、地域コミュニティ組織が効果的に機能するよう、環境の整備と活動の活性化を図り、住民の参加を求めます。組織の再編にあたっては、住民の意見やニーズを十分に踏まえた対応に努めます。	・まち・ひと・しごと創生総合戦略

施策5 町外との交流と町のPRの充実

基本事業1 町外との交流活動の推進

- 農家民泊や教育旅行、インターンシップの受け入れ、訪日外国人の誘客等、町外との交流事業の拡大を進めます。
- 町外に居住していても、本町の地域の行事や活動に参加したり、定期的に本町を訪れて交流等を行う「関係人口」の増加に向けた取り組みを推進します。

◆主な事業◆

農家民泊の支援、各種体験プログラムの開発・実施、関係人口の組織化の検討

基本事業2 町のPR活動の充実

- インターネットを通じた動画の発信や観光案内パンフレットの作成、外国語による情報発信等、各種媒体を活用した町PRの推進に取り組みます。
- 実施にあたっては、外部の人材と連携し、効果的なPRの推進を図ります。また、広域連携での誘客活動を積極的に行い、各市町村の魅力をパッケージとしてPRします。

◆主な事業◆

観光PR動画等の発信、観光案内パンフレットの作成と配付、観光協会ホームページの充実

基本事業3 町産品の発信と販売促進

- きみのふるさと推奨品の認知度を高めるとともに、認定商品数の増加と販売の促進に努めます。
- ふるさと納税返礼品を、町の産品を幅広くアピールする機会ととらえ、事業者との協力によるメニューの豊富化に努めます。

◆主な事業◆

きみのふるさと推奨品の認定と販売促進、ふるさと納税返礼品のPR

住民参加に向けて	関連計画
町の魅力や特徴を住民自身が実感できるような取り組みを進めます。住民・地域・事業者が一体となって、紀美野町のPRや町外との交流に取り組めるような環境づくりを進めます。	・まち・ひと・しごと創生総合戦略

施策6 定住促進事業の拡大

基本事業1 田舎暮らし居住の促進

- 地域の受け入れ態勢の整備を進め、NPOと連携した定住促進事業の拡大と移住人口の増加を図ります。
- 定住促進にあたっては、田舎暮らし体験や地域情報の提供等を丁寧に行い、移住後のギャップの少ない取り組みを推進します。

◆主な事業◆

移住相談会の開催、移住体験モニターツアー（現地体験会）

基本事業2 移住・定住支援の拡大

- 定住奨励金等、移住・定住者への充実した支援を行います。
- 農林業をはじめとする町内への幅広い就労や居住地の選択等について、地元と移住者のニーズのマッチングに努めます。
- NPOと連携し、空き家を活用した移住を促進するとともに、提供できる空き家の確保に努め、移住・定住のさらなる増加と地域の活性化を図ります。

◆主な事業◆

定住奨励金制度、定住促進補助金制度、創業支援補助金制度、移住推進空き家リノベーション補助金

基本事業3 地域の受け入れ態勢の整備

- 住居・就労・地域生活等の多様な側面における地域の受け入れ態勢の整備を進めます。
- 地域団体と連携した環境整備や情報発信を進めます。

◆主な事業◆

地域の受け入れ態勢整備の支援、地域情報発信の支援

住民参加に向けて	関連計画
NPOや地域団体との協働による移住希望者への案内やマッチングを進めるとともに、受け入れ態勢の整備を促進します。加えて、住民の活動の自主性を尊重しつつ、町としての適切な関わり方を検討し、活動のさらなる拡大を図ります。	・まち・ひと・しごと創生総合戦略

施策7 人権擁護・男女共同参画の推進

基本事業1 人権意識の高揚

- さまざまな人権問題の解決に向け、家庭や地域、職場等あらゆる機会を通じて人権教育や啓発活動を推進します。
- LGBTや感染症にかかった人への対応等の多様化する人権課題、インターネット上での誹謗中傷等、新しい人権問題への対応を、県等と連携して推進します。

◆主な事業◆

人権講演会の開催、各種人権啓発活動

基本事業2 権利侵害からの救済

- 関係機関と連携した人権相談体制を整備し、権利侵害からの救済や未然防止に努めます。
- 虐待防止ネットワーク等の充実により、地域で人権侵害を防ぐ取り組みを展開します。

◆主な事業◆

人権相談窓口の整備、虐待防止の推進、成年後見制度の利用促進

基本事業3 男女共同参画の推進

- 住民・地域・事業者・行政が一体となって「男女共同参画社会」の実現をめざす取り組みを進めます。
- 男女ともに性別(ジェンダー)にとらわれることなく、それぞれの特性を生かして一人ひとりが生活に意欲を持ち、地域を活性化する環境をめざします。

◆主な事業◆

啓発・学習機会の提供、女性が安心して働き続けられる環境づくり、女性リーダー等の人材育成

住民参加に向けて

人権委員会や女性団体連絡協議会を中心とした取り組みを支援し、人権意識の向上と男女共同参画の推進を図ります。住民の意識の向上に向け、地域や事業者と連携した啓発活動の充実に取り組めます。

関連計画

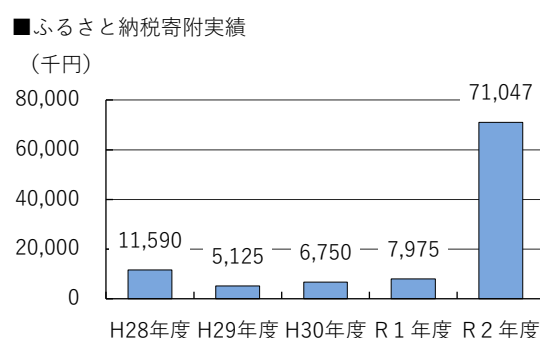
- ・人権施策基本方針
- ・男女共同参画基本計画

分野3 行政改革を推進します

現 状 と 課 題

- ◆定員適正化計画による職員数の削減を進めてきましたが、近年の自治体を取り巻く環境の変化に対応できる人員配置を確保するためにはこれ以上の削減は困難な状況です。
- ◆長期総合計画に基づく施策の推進について、毎年の事業の実施状況を点検・評価し、外部評価も行うシステムを全庁的に導入しています。この取り組みを事業の改善につなげ、より効果的・効率的な行政運営を実現していくことが課題です。
- ◆令和2年度に公共施設等総合管理計画及び公共施設個別施設計画を策定しており、今後施設の維持・整備を計画的に実施するとともに、効果的な利活用について検討を進めていく必要があります。

- ◆ふるさと納税が令和2年度に大幅に増加しており、基金化して有効活用を進めるとともに、町の産品のPRの場としても積極的に活用していく必要があります。



政 策 の 方 針

職員の意欲と能力の向上に努めるとともに、DXによる事務の効率化と住民サービスの向上を進めます。行政評価のシステムを活用し、政策遂行能力の向上を図るとともに、民間活力の有効利用や経費の削減を進め、財政の健全化と持続可能な自治体運営をめざします。

目 標 指 標

指標	現状値(R2年度)	目標値(R8年度)
住民意識調査で、役場の仕事の効率の良さや丁寧さなどについて「満足」「やや満足」と回答した人の割合	32%	40%
マイナンバーカード普及率	27%	100%
ふるさと納税寄附受入額	71,047千円	200,000千円

施策8 行政運営の効率化

基本事業1 職員の育成

- さまざまな研修の機会と環境を、その効果を見定めながら、職員に提供します。
- 住民協働に対する町職員の意識の醸成と能力の向上を図ります。

◆主な事業◆

各種職員研修の実施、効果的な人事評価制度の検討

基本事業2 職員配置の最適化

- 地方分権による権限移譲や住民ニーズの多様化、災害等の緊急業務など業務量が増加する中、住民サービスの低下を極力抑えるため、適正な人員配置と効率的な行政組織の構築に努めます。

◆主な事業◆

BPR※⁶を活用した各部局の業務量の検証と人員配置の見直し、庁内横断型プロジェクトの実施

基本事業3 公共施設の最適化

- 公共施設等総合管理計画及び公共施設個別施設計画に基づき、財政規模と住民ニーズを踏まえた公共施設の最適化を進めます。
- 使用しなくなった公共施設の整理・活用を進めます。

◆主な事業◆

公共施設の統廃合、地域・事業者と連携した旧公共施設の有効活用

住民参加に向けて	関連計画
町職員の削減の状況や必要性について、住民の理解と関心を得られるよう、情報提供に努めます。住民の要望やニーズを把握できる体制を整え、それらを適切に踏まえた行政改革を推進します。	・公共施設等総合管理計画 ・公共施設個別施設計画 ・DX推進計画

※6：BPR（ビジネスプロセス・リエンジニアリング）とは、既存の組織や制度について、プロセスの視点から職務、業務フロー、管理機構、情報システムを見直すこと。

施策9 行政事務の改善

基本事業1 行政評価システムの確立

- 毎年行われる事務事業評価や長期総合計画と連動した進行管理により事業の見直しを進めるとともに、効率的な行政事務、住民サービスの提供に努めます。
- 長期総合計画の推進にあたっては、令和元年度に本格導入した事業評価及び外部評価制度に基づき、適切な進捗管理と業務の改善を図ります。
- 事務事業評価については、担当者提案により実施し、住民ニーズと費用対効果を基準として評価します。また新規事業について、事業採択のための審査を行います。

◆主な事業◆

長期総合計画に基づく事業評価・外部評価の実施、事務事業評価の実施

基本事業2 窓口業務の改善

- 住民目線に立った窓口業務の利便性の改善を進めます。
- DXによる各種行政手続きのオンライン化を推進するとともに、高齢者や障害者をはじめとして誰もがわかりやすく利用しやすい環境を整備します。

基本事業3 ICTを活用した効率化

- マイナンバーカードの普及促進やコンビニ等を活用した行政手続きの拡大など、ICT環境を活用した事務の効率化と住民サービスの向上を図ります。
- 感染症拡大防止の推進と合わせて、インターネットを活用した会議やテレワークの推進等、効率的な業務体制の整備を進めます。

◆主な事業◆

マイナンバーカードの普及率の向上、戸籍謄本・住民票の写し等のコンビニ交付の実施
AI-OCR※7、RPA※8を活用した業務のオートメーション化

住民参加に向けて	関連計画
行政評価においては、住民からの評価を反映する仕組みづくりに努めます。行政サービスの向上と事務事業の効率化に向け、住民のニーズや要望を踏まえた改善を進めます。	・DX推進計画

※7：AI-OCRとは、OCR（光学文字認識）にAI（人工知能）を加えて、印字や手書き文字を高精度で認識し、デジタル化する技術。

※8：RPAとは、ロボティック・プロセス・オートメーションの略で、これまで人間にしか遂行できないと思われていた業務をロボットが行うことで作業効率の向上をもたらす技術。

施策 10 財政の健全化

基本事業1 財源の確保

- 町税の納付率は県内でも上位に位置しており、引き続き納税者とのコミュニケーションにより、公平・公正な納税の促進に取り組みます。また、ふるさと納税の拡大に努めます。
- 各種住民サービスの対象や性質を踏まえ、適切な受益者負担の設定を行います。

◆主な事業◆

町税滞納者への働きかけ、ふるさと納税のPR

基本事業2 経費の節減

- 借地の返却や公用車台数の適正化、適正な入札等による経費の節減に取り組みます。
- 費用対効果を踏まえた施設・事業の見直しを進めます。
- 行政評価と予算の連動を進め、効率的・効果的な施策の推進を図ります。

◆主な事業◆

公用車台数の適正化、公共施設の見直し、行政評価の実施

住民参加に向けて

住民・事業者が町財政の現状に関心を持ち、納税や行政サービスに対する受益者負担への理解と協力が得られるよう、情報提供と丁寧な説明に努めます。

関連計画

- ・公共施設等総合管理計画
- ・公共施設個別施設計画



きみのふるさと推奨品など

施策 11 協働・分権型行政への転換

基本事業1 地域団体・大学・事業者との連携

- 地域の実情に応じた事業の効果的な推進を確保するため、地域団体や事業者と連携した事業の推進を図ります。また、効率的で専門性の高い事業展開を確保するため、必要に応じて民間活力の導入を推進します。
- 大学との連携協定に基づく取り組み等、地域の課題解決に向けた専門機関との連携を推進します。

◆主な事業◆

地域団体・事業者への支援、指定管理者制度の活用、紀美野町和歌山大学包括連携協定

基本事業2 広域連携の促進

- 近隣自治体と連携した観光の振興や、JAと連携した出荷サポート、大学と連携した調査・研究等、効果的な取り組みのための幅広い連携を進めます。
- 総合病院、特別養護老人ホーム、廃棄物処理、し尿処理、火葬場等、町単独では事業展開が難しい分野について、組合や広域連合による事業を推進します。また、消防の広域化を推進します。
- 廃棄物の処理や災害時における連携について、近隣自治体との連携に基づく取り組みを推進します。

◆主な事業◆

広域連携による事務事業の効率化

住民参加に向けて	関連計画
広域連携によるまちづくりや事業への理解と協力を得られるよう取り組みます。また、必要に応じてNPOや事業者等のネットワークとの連携・協力が得られるよう取り組みます。	・災害廃棄物処理計画

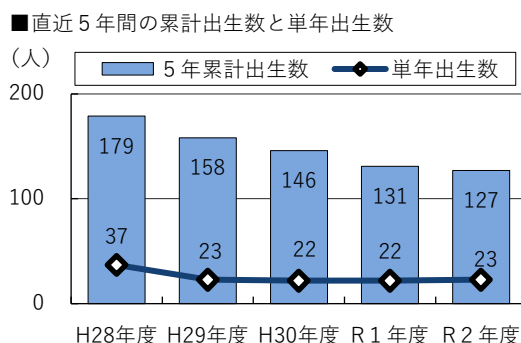
基本方針 2

子育て・教育のまちづくり (子育て支援・生涯学習)

分野4 子育てしやすいまちづくりを進めます

現状と課題

- ◆すべての子どもとその家庭、妊産婦を対象として、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行っています。
- ◆就学前施設の整備や一時預かり等の子育て支援サービスの充実と、子育て世帯への経済的支援の拡充に取り組んでおり、住民アンケートにおいても評価が高まっています。引き続き、多様化する保育ニーズに対応するサービスの充実を図っていくこととともに、本町の子育て支援の積極的・効果的な発信を進める必要があります。
- ◆本町の出生数は、結婚した若者世代の町外への転出が続いていることを背景として減少傾向となっています。出生数の改善は、子育て支援施策に限らない、町全体の課題と位置づけ、子育て世代の転出の抑制と転入の増加に取り組む必要があります。



政策の方針

子育て世帯の経済的支援やニーズに応じた保育サービスの充実等を通じ、「子育て支援県下一」をめざす取り組みを進めます。地域交流や世代間交流を促進し、子どもが大切にされる地域の形成を進めます。

目標指標

指標	現状値(R2年度)	目標値(R8年度)
直近5年間の累計出生数	127人	125人
住民意識調査で、保育サービスや子育て支援について「満足」「やや満足」と回答した人の割合	38%	43%

施策 12 育児支援事業の充実

基本事業1 子ども家庭総合支援拠点の充実

- すべての子どもとその家庭、妊産婦を対象にその福祉に関し、必要な支援を行い、特に要支援児童や要保護児童等への支援業務の強化を図ります。
- 要支援児童や要保護児童等に対し、切れ目ない支援を提供するため、関係機関との連携を強化します。

◆主な事業◆

家庭訪問、相談、関係機関との連携調整

基本事業2 母子保健事業の充実

- 乳幼児健診や育児相談支援体制の整備など、母子保健対策を推進します。
- 保健師・助産師・保育士等の専門家が連携して子育て支援に取り組めます。

◆主な事業◆

乳幼児健診・相談支援、各種の教室の開催、家庭訪問

基本事業3 子育て世代包括支援センター機能の充実

- 妊娠期から子育て期にわたり、保護者の支援や親同士の情報交換、親子のふれあい等を目的とした各種の子育て支援プログラムを実施します。また、保育士・保健師・栄養士等が、出産、育児に関する各種の相談に応じます。

◆主な事業◆

妊娠・出産・育児に関する相談・情報提供、連絡調整、支援プランの策定、トリプルP(前向き子育てプログラム)

住民参加に向けて	関連計画
子育て世代が安心して、妊娠、出産し、前向きに子育てできるよう、各種支援に取り組めます。また、親同士の交流やつながりづくりを支援します。	・きみのこどもプラン ・まち・ひと・しごと創生総合戦略

施策 13 子育て支援環境の整備

基本事業1 保育サービスの整備

- 多様化する保育ニーズに応じるため、一時預かり保育、ファミリーサポート事業、病後児保育など保育サービスの充実を図るとともに、安心して子どもを預けることができるこども園の体制を確保します。

◆主な事業◆

一時預かり保育の充実、保育の質の向上、ファミリーサポート事業、病後児保育の実施

基本事業2 学童保育、子どもの居場所の充実

- 学童保育は、保護者の就労等で家庭での保護が得られない児童を対象として開設しており、待機児童のいない状況を継続できるよう、引き続き実施します。
- 児童館・公民館における子どもの居場所の整備を行うとともに、活動の充実を図ります。児童館は学校に登校しにくい児童・生徒の支援施設としても活用します。

◆主な事業◆

放課後児童健全育成事業

基本事業3 子育て支援センター事業の充実

- 未就園児の家庭訪問を行うとともに、子育て支援センターの相談・交流事業の充実を図り、子育て支援の核として活用します。
- 利用者の意見を参考にし、ニーズに合った子育て支援センター等の事業の充実に努めます。

◆主な事業◆

子育て支援センターの開放、相談支援、家庭訪問、子育て支援センターだよりの発行

住民参加に向けて

保護者の就労・子育ての支援を行い、社会参加の促進を図ります。現在の利用者だけではなく、潜在的な利用ニーズの把握に努め、支援機能の充実を図ります。また、地域ぐるみでの子育てしやすい環境づくりを促進します。

関連計画

- ・きみのこどもプラン
- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略

施策 14 出産・子育ての経済的支援

基本事業1 子ども医療費の支援

- 子ども医療費の助成や小児インフルエンザ予防接種費用の助成等を行い、子どもの健康の維持と保護者の負担の軽減を図ります。

◆主な事業◆

18 歳までの子ども医療費の助成、小児インフルエンザ予防接種費用の助成

基本事業2 子育て世帯への各種経済的支援

- こども園等の保育料、給食費の無償化及び小・中学校の給食費無償化を引き続き実施します。
- 出産祝い金や在宅育児世帯への給付等、子育て世帯への経済的支援を実施します。

◆主な事業◆

在宅育児手当給付、在宅育児支援給付、出産祝い金、小中学校給食の無償化

基本事業3 妊婦健診・不妊治療費用の補助

- 妊娠・出産のための費用の補助を行います。

◆主な事業◆

妊婦健康診査費助成事業、一般・特定不妊治療費助成事業

住民参加に向けて

子育て世代が希望する子どもを持てるよう、子育て支援の充実について住民理解の促進に努め、子どもを産み育てやすいまちづくりを進めます。

関連計画

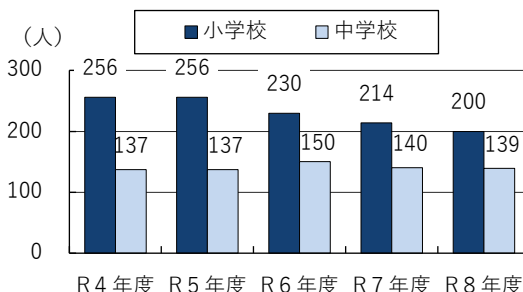
- ・きみのこどもプラン
- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略

分野5 学校教育を充実させ、次世代を育成します

現 状 と 課 題

- ◆子どもの数の減少は近年著しく進んでおり、学校規模適正化に向けた統廃合の検討が喫緊の課題となっています。平成29年4月1日には毛原小学校が下神野小学校に、長谷毛原中学校が美里中学校に統合されました。今後も、適正規模、適正配置を進める中で、通学手段の確保や教育施設の整備が求められます。

■町立小中学校の児童生徒数の推計



- ◆トイレの洋式化や、バリアフリー化が完了しており、今後は老朽化した各施設の修繕など、計画的に整備を行うことが課題です。
- ◆学校教育支援員の配置やA L T（外国語指導助手）の増員、スクールカウンセラーの配置等、学校教育の充実のための環境整備を進めています。また、I C T機器の整備も完了しており、今後は効果的に活用できるよう専門機関と連携しながら多様な授業運営に取り組む必要があります。
- ◆地域人材の活用や高等学校との連携など、地域の特色を生かした活動にも、継続して取り組む必要があります。また、特別支援教育の充実や相談支援体制の整備など、多様なニーズに対応できる学校づくりが求められています。
- ◆生徒数の減少により、中学校の部活動の種目・数が限定される状況が続いています。このことは、海草地方全体での課題でもあることから、教育課程外の活動を広域的に機会確保し、評価できる環境づくりが求められています。

政 策 の 方 針

学校規模の適正化や、地域と一体となった学校づくり、安全で学習効果の高い教育環境の整備を進め、児童・生徒の個性や社会の変化、地域課題等に対応した教育を推進するとともに、平等な教育機会の保障と確かな学力の育成を図ります。

目 標 指 標

指標	現状値(R2年度)	目標値(R8年度)
全国学力学習状況調査結果	全国水準(R1★)	全国水準以上
学校評価アンケートで、小中学校の教育について「満足」「やや満足」と回答した保護者の割合	85%	90%
不登校児童・生徒の割合	1.3%	0%

★令和2年度は感染症拡大の影響があったため、参考として令和元年度を現状値としています。

施策 15 学校教育環境の充実

基本事業1 教育施設の整備

- 児童・生徒が、最適な学校環境の中で生活を送り、充実した学校教育を受けることができるよう、損傷・危険箇所の改修やバリアフリー化等の施設整備を行います。
- 新たな教育ニーズに対応できる教材備品等の充実に努めます。

◆主な事業◆

学校施設整備事業、教材備品等整備事業

基本事業2 安心・安全な通学環境の確保

- 学校の統廃合に伴う通学時間の短縮手段として、各通学区域で通学バスの運行を行い、児童・生徒の負担軽減と安全な通学の確保に努めます。
- 安心・安全な通学環境を確保できるよう、教育委員会と学校・家庭・地域の連携を図り、歩道整備や子どもたちの見守り活動を推進します。

◆主な事業◆

通学バス運行事業、きみの子ども見守り隊事業、通学路安全点検

基本事業3 学校規模の適正化

- 児童・生徒にとっての最適な学習環境について協議し、町内小中学校の適正規模・適正配置を図ります。
- 学校の適正規模・適正配置の推進にあたっては、児童・生徒の学校間における交流を重ね、保護者及び地域住民の合意形成を図ります。

◆主な事業◆

学校規模の適正化事業

住民参加に向けて	関連計画
学校の統廃合については、保護者・地域住民の参画を得て合意形成を図ります。子どもの見守り活動など、学校支援活動への住民の協力を促進し、地域とともに子どもの教育に取り組む環境を醸成します。	・教育大綱 ・学校教育基本方針

施策 16 教育内容の充実

基本事業1 確かな学力の育成

- 確かな学力、確かな体力、確かな判断力の育成を基本に、授業の改善や指導力の向上に向けた取り組みを推進します。
- 地域の特色を生かした学校独自の教育活動を推進します。
- 学習指導要領の学力観に基づく指導の充実や、感染症拡大に対応したオンライン授業等に取り組める体制整備を推進します。
- 健康診断や体力テストの結果の活用、外部指導員の活用による体育指導の充実を図ります。

◆主な事業◆

学力・体力・判断力UP事業、夢づくり事業、紀の国緑育推進事業

基本事業2 時代の変化に対応した力の育成

- ALTの人材を確保し、外国語教育・国際理解教育の充実を図ります。
- 地域の事業所と連携した職場体験等を行い、社会人・職業人として自立していく力の育成を図ります。
- 情報活用能力の育成に向け、ICT機器を活用した授業や大学と連携した取り組みを推進します。

◆主な事業◆

ALT設置事業、職場体験事業、ICT教育推進事業

基本事業3 教職員の指導力の向上

- 教職員の研修の充実と研究の支援を行い、指導力の向上を図ります。
- 教職員がそれぞれの専門性を発揮し、力量を向上させられる職場環境の確保に努めます。

◆主な事業◆

教職員の研修・研究支援の充実

住民参加に向けて	関連計画
確かな学力・体力の育成のためには家庭との連携が不可欠であり、PTA活動や各種の情報提供を通じ、家庭の教育力の向上を図るとともに、学校との信頼関係の構築、教育における連携の促進に取り組みます。	・教育大綱 ・学校教育基本方針

施策 17 多様なニーズに対応した教育の充実

基本事業1 特別支援教育の充実

- 障害のある児童・生徒が、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育が受けられるよう、切れ目ない指導・支援の充実を図ります。
- 支援を要する児童・生徒の教育課程編成・実施において中心的役割を担う校内委員会及びコーディネーターを中心として、特別支援学校等と連携しながら、個々の発達課題に応じた学習環境整備に努めます。

◆主な事業◆

相談支援体制の充実、特別支援教育の充実、施設バリアフリー化の推進

基本事業2 相談支援体制の充実と学習機会の保障

- スクールカウンセラーによる教育相談・カウンセリングの実施、スクールソーシャルワーカーや学校教育相談員等の専門職が連携した支援、学校教育支援員の配置による個別学習の実施等を推進し、不登校や別室登校の児童・生徒への学習支援や保護者への支援の充実を図ります。
- 経済的な理由により小中学校への就学が困難な家庭に対し、就学上必要な経費の一部を援助支給する就学援助事業を実施します。

◆主な事業◆

適応指導事業、就学援助事業

基本事業3 地域の特色を生かした教育の推進

- 地場産の食材を多く取り入れた学校給食を通じた食育の推進や、みさと天文台を活用した授業の実施等、地域の特色を生かした教育の推進に取り組みます。

◆主な事業◆

学校給食事業、みさと天文台を活用した事業

住民参加に向けて	関連計画
近年の学校においては、児童・生徒の支援ニーズが多様化し、学校だけでは対応が難しくなっています。住民が地域の学校に関心を持ち、学校のニーズに応じた支援ができるよう、情報発信と体制整備に努めます。	・教育大綱 ・学校教育基本方針

施策 18 地域と連携した教育の推進

基本事業1 地域住民の教育支援活動への参加促進

- すべての小中学校に学校運営協議会を設置し、教職員・保護者・地域住民の参画による地域課題の解決や連携を強化する取り組みを推進します。
- 地域住民が主体となった放課後の子どもの学習・体験の場づくりや、学校と地域の連携によるイベントや交流会の実施により、子どもの生きる力の育成や世代間交流を図ります。

◆主な事業◆

コミュニティスクール事業、放課後子ども総合プラン事業、共育コミュニティ事業

基本事業2 青少年育成活動の推進

- 青少年の健全育成を目的とした関係機関・団体と連携するとともにその活動を支援し、育成活動の推進と人材の育成を図ります。
- 補導員、関係機関と連携し、巡回パトロールや夜間補導を実施します。

◆主な事業◆

青少年健全育成事業、補導事業

基本事業3 地域交流事業の推進

- 町民の相互交流の場として開催される「きみの夏祭り」や、子どもたちの学校・家庭・地域の人々との幅広い交流の場となる「きみのこどもまつり」等を実施し、地域交流の促進を図ります。
- 町内の高等学校や、大学等の教育研究機関と連携し、ボランティア・インターンシップの受け入れや体験学習、学校と地域の交流の促進を図ります。

◆主な事業◆

きみの夏祭り事業、こどもまつり事業

住民参加に向けて	関連計画
学校運営や教育・体験活動への地域住民の参加など、学校・家庭・地域が協働して子どもたちを育む環境づくりを進めます。	・教育大綱 ・学校教育基本方針

分野6 生涯学習と文化・スポーツ活動の環境を整えます

現 状 と 課 題

- ◆生涯学習振興計画に基づき、事業の実施や文化・スポーツのサークル・団体の支援に取り組んでいます。文化サークル・団体の高齢化により、地域での文化振興の維持が課題となっています。また、スポーツ競技者数の減少や総合型地域スポーツクラブの設立も課題となっています。
- ◆図書システムを更新し、利用者がインターネットで蔵書検索や予約を行えることで利便性の向上を図っています。また、一部の体育施設には、施設予約システムを導入し、利用者がインターネットで施設の空き状況の確認や予約を行えるようにしています。
- ◆みさと天文台は令和3年7月7日に大型星空展望デッキ、プラネタリウム棟の新設、大型望遠鏡観測ドーム内投影器の設置、プロジェクションマッピング用投影器の設置など大幅なリニューアルを行ったことで、悪天候であっても星空が楽しめる環境が整備され、利用者の満足度が向上しています。
- ◆生涯学習施設や体育施設は老朽化により修繕や維持管理コストが増加しており、利用状況や住民ニーズを踏まえつつ、文化やスポーツの振興における持続可能なシステムの構築が課題となっています。

政 策 の 方 針

さまざまな学習成果が地域社会・まちづくりに還元されるよう努めるとともに、住民の主体的な学習を支援します。町の特色である天文台の活用や文化活動・生涯スポーツの推進、歴史文化遺産の適切な保全・継承に取り組みます。

目 標 指 標

指標	現状値(R2 年度)	目標値(R8 年度)
公民館利用者数	23,479 人(H30★)	24,000 人
文化センター利用者数	33,735 人(H30★)	35,000 人
社会体育施設利用者数	38,109 人(H30★)	40,000 人
星の動物園来館者数	16,173 人(H30★)	25,000 人

★令和元年度、令和2年度は感染症拡大の影響があったため、参考として平成30年度を現状値としています。

施策 19 生涯学習の推進

基本事業1 公民館・図書室の活用

- 地域の生涯学習の拠点となる公民館や区民センター等を利用し、サークル活動の場、住民相互の交流の場としての活用を推進します。
- 各公民館・文化センターに設置された図書室から読書活動を推進します。

◆主な事業◆

公民館事業

基本事業2 学習事業の推進

- 各世代に対応した学習プログラムの企画やさまざまな学習の場を提供します。
- 社会教育指導員、町民大学運営委員を配置し、町民大学講座や各種イベント等、多様な学びの機会の提供を図ります。

◆主な事業◆

町民大学講座事業

基本事業3 人権教育・啓発の推進

- 関係機関・団体と地域が連携して組織した「紀美野町人権委員会」が中心となって、人権研修会等の学習機会の提供に取り組みます。
- 人権ポスター展等の実施や啓発資料の図書室等への購入等を通じた人権啓発を推進します。

◆主な事業◆

人権教育事業

住民参加に向けて

生涯学習施設は利用者の高齢化と減少傾向が課題になっています。現在の利用者だけではなく、幅広い住民のニーズや要望の反映に努め、多くの人が利用したいと思う魅力的な施設の整備を進めます。

関連計画

- ・教育大綱
- ・生涯学習振興計画

施策 20 文化活動の推進

基本事業1 文化センターの活用

- 文化活動の場として文化センターを活用し、団体や事業者と連携した事業を実施します。

◆主な事業◆

文化センター事業

基本事業2 住民主体の文化活動の振興

- 町内の文化団体が加盟する文化協会の活動を支援し地域における文化の振興を図ります。
- 日ごろの活動の成果を発表する場として「紀美野町文化祭」を開催します。また、文化センターをはじめとする公共施設に住民や児童・生徒等の絵画等を展示し、発表・鑑賞の場として活用します。

◆主な事業◆

文化協会展・文化祭、児童・生徒絵画展示

基本事業3 文化財の保存と活用

- 指定文化財の保護・活用及び未指定文化財の登録を進めるとともに、関係機関と連携した維持管理、保存活用を図ります。
- 町史編纂のために保管されている史料の整理を進めます。

◆主な事業◆

文化財保存活用整備事業

住民参加に向けて	関連計画
文化センター運営委員会を設け、住民の意見を反映した事業の展開に努めています。地域文化活動の活性化と本町固有の歴史文化遺産の保全・継承を住民と連携して推進します。	・教育大綱 ・生涯学習振興計画

施策 21 スポーツ環境の整備

基本事業1 スポーツ施設の有効活用

- 地域住民やスポーツ団体と連携し、気軽にスポーツを楽しむことができるようスポーツ公園等の有効活用に取り組みます。地域スポーツ団体と連携し、大会の開催等による施設の活用を図ります。
- 既存の社会体育施設や学校体育施設の開放を積極的に進め、地域に根ざした魅力あるスポーツ活動ができる環境整備に努めます。

◆主な事業◆

スポーツ施設の維持・管理、学校施設の開放

基本事業2 指導者・団体の育成

- 体育協会に加盟する団体の活動を支援し、住民主体のスポーツ活動の普及と発展、住民の健康増進と親睦を図ります。
- 各スポーツ少年団の活動を支援するとともに、指導者の養成を行います。

◆主な事業◆

体育協会事業、スポーツ少年団活動支援事業

基本事業3 生涯スポーツの推進

- パークゴルフ・ゲートゴルフ等、子どもから高齢者までがともに楽しむことのできるスポーツ活動の振興と競技人口の増加に向けた取り組みを実施します。

◆主な事業◆

パークゴルフ・ゲートゴルフ事業

住民参加に向けて	関連計画
社会体育団体と連携し、子どもから大人まで幅広い住民がスポーツを楽しめる生涯スポーツ環境の充実をめざします。競技団体の自立した運営に向けた支援のあり方を検討します。	・生涯スポーツ振興計画

施策 22 町の特色ある施設を活用した学習・交流事業の展開

基本事業1 みさと天文台事業と観光振興との連携

- 改修されたみさと天文台を活用し、町の財産のひとつである美しい星空を楽しみ、心豊かな生活につながられるよう、子どもから大人までを対象にした幅の広い活動を行います。
- 星空と天文台を、本町を代表する資源ととらえたまちづくり活動にも積極的に寄与し、観光プログラムと連携した取り組みを推進します。

◆主な事業◆

みさと天文台事業

基本事業2 みさとホールの利用促進

- 県内唯一のクラシック音楽専用ホールであるみさとホールの利用促進を図るとともに、観光事業者とも連携したまちづくり活動への活用を推進します。
- 町内の宿泊施設と連携した音楽合宿の誘致等、みさとホールを核とした町外との交流事業の展開を図ります。

◆主な事業◆

みさとホールを活用したまちづくりプロジェクト会議事業

基本事業3 ふれあい公園の活用促進

- ふれあい公園の立地を活用して企画されたふれあいマラソン大会は、町内外からの多数の参加と多くの町民ボランティアによって支えられている事業であり、引き続き本町のPRと町内外の交流の場として実施します。

◆主な事業◆

ふれあいマラソン大会事業

住民参加に向けて	関連計画
町の特色ある施設を核とした取り組みについて、住民の理解促進と多数の参加を得て、本町の代表的な地域資源としての認識が広がり、町外・県外への訴求力を高められるよう取り組みます。	・まち・ひと・しごと創生総合戦略

基本方針 3

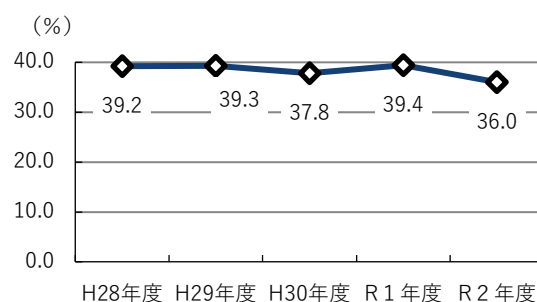
福祉の充実したまちづくり (健康・福祉)

分野7 住民の健康を守り、育みます

現 状 と 課 題

- ◆高齢化する住民の健康維持に向け、特定健康診査受診率の向上や健康指導の充実を図り、生活習慣病の予防等に引き続き取り組む必要があります。
- ◆新型コロナウイルス感染症の拡大は、住民の生活に大きな影響を与えるものとなっており、引き続き県等の関係機関と連携しながら、感染拡大防止のための迅速かつ適切な対応と情報発信を行っていくとともに、感染症対策と両立した健康づくり事業の推進が求められます。
- ◆住民のニーズに対応した地域医療体制の確保に取り組むとともに、平成30年度に開始された新しい国民健康保険制度に基づく医療の適正化を図ります。

■国保特定健康診査受診率



政 策 の 方 針

保健指導、各種健診・検診の体制強化を進め、各年代に応じた保健事業を充実させ、生活習慣病の予防や介護予防の充実を図ります。地域医療体制の充実に取り組み、緊急時の医療の確保など、多様な医療ニーズへの対応を進めます。

目 標 指 標

指標	現状値(R2 年度)	目標値(R8 年度)
国保特定健康診査受診率	36%	43%
住民意識調査で、医療機関の充実について「満足」「やや満足」と回答した人の割合	38%	40%

施策 23 保健事業の推進

基本事業1 各種健診・検診の受診率の向上

- 健康診査や保健指導等の保健事業を通じ、疾病の早期発見や治療、健康の維持増進への支援を行います。
- 健康診査・各種検診等の事業は、受診しやすい体制の確保や積極的な啓発等により、受診率の向上に努めます。

◆主な事業◆

特定健康診査、歯科健診、がん検診、肝炎ウイルス検診

基本事業2 疾病・感染症の予防

- 予防接種など感染症予防対策を推進するとともに、感染症の発病予防を図ります。
- 新型のウイルスへの対応や感染がまん延する恐れがあるときは国や県の関係機関と連携し適切かつ迅速な対応を図ります。

◆主な事業◆

定期予防接種、小児インフルエンザ予防接種費助成、狂犬病予防集合注射、新型コロナウイルス感染症対策の実施

基本事業3 保健施設の有効活用

- 保健・福祉の拠点である総合福祉センター及び長谷毛原健康センターを有効活用し、住民の健康維持・増進を図ります。

◆主な事業◆

総合福祉センター及び長谷毛原健康センターのトレーニングルームの活用

住民参加に向けて	関連計画
各種健診・検診・予防接種の受診率の向上は、住民自身の行動が不可欠であることから、住民の主体的な健康増進意識の向上のための働きかけを続けます。	・きみのいきいき行動計画 ・健康きみの21 ・特定健康診査等実施計画 ・まち・ひと・しごと創生総合戦略

施策 24 健康づくり活動の促進

基本事業1 地域健康づくり活動の活性化

- より多くの住民が疾病や健康増進等の正しい知識を身につけ、健康づくりへの関心が高まるよう、健康増進に関するイベントや、地域サロン等での健康教育・健康相談を実施します。
- 健康的な食生活の確立に向け、関係機関と連携した啓発や食育教室の支援を行います。

◆主な事業◆

健康教室、健康相談、食育の推進

基本事業2 生活習慣病の予防

- 健診結果を踏まえた保健指導の充実により、食生活や運動習慣等の生活習慣の改善を図り、住民の健康づくりへの意識の向上に努めます。

◆主な事業◆

特定保健指導、生活習慣改善のための保健指導、保健師・栄養士による訪問指導

基本事業3 こころの健康づくり

- こころの健康づくりに関する住民の正しい理解と意識の高揚を図るため、研修会の開催や広報誌を活用した啓発に取り組みます。
- 地域や医療機関と連携し、こころの健康に関する助言、指導、相談や適切な支援が行える体制の整備に取り組みます。

◆主な事業◆

睡眠やこころの健康に関する啓発・情報提供、こころの健康相談・健康教育

住民参加に向けて

関係機関、団体との協働による事業展開を行っていますが、生活習慣病予防については、若い年代への働きかけが課題です。「自らの健康は自らでつくり守っていく」という意識を住民一人ひとりが持てるよう働きかけます。

関連計画

- ・きみのいきいき行動計画
- ・健康きみの21
- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・いのちを支える自殺対策計画

施策 25 地域医療体制の整備

基本事業1 ニーズに対応した医療体制の確保

- 国・県等の地域医療の整備に伴い、医師・看護師の人材確保に努めるとともに、計画的に高度医療機器の維持更新を行い、効果的な医療体制を整えます。
- 地域の医療を確保するため、診療所の医師確保を図ります。

◆主な事業◆

へき地医療拠点病院の機能整備、診療所機能の充実

基本事業2 救急医療の充実

- 救急、休日、夜間等の医療ニーズに応えられる救急医療体制の充実を図ります。
- 子どもの救急対応に関する情報提供や相談窓口の周知を行います。

◆主な事業◆

休日当番医制の充実、和歌山県救急医療情報センターの周知

基本事業3 国保事業の運営

- 新国保制度において、県と町が一体となり、保険者としての共通認識のもと、事務の効率化、標準化、広域化を推進します。
- 医療費の適正化を図るため、ホームページや広報誌・パンフレット等の活用により啓発に努め、被保険者の適性に応じたきめ細かな保健事業を実施します。
- データヘルス計画に基づいた事業の推進に努め、健診・検診の受診率向上や健康教室の開催、訪問指導等に取り組み、住民の疾病を予防し、医療の適正化につなげます。

◆主な事業◆

保険税の県下統一等に向けた医療費適正化の周知・啓発

住民参加に向けて

救急医療の適切な利用や国民健康保険事業についての住民理解の促進に努め、人口減少が続く中、地域医療体制の維持が可能となるよう取り組みます。

関連計画

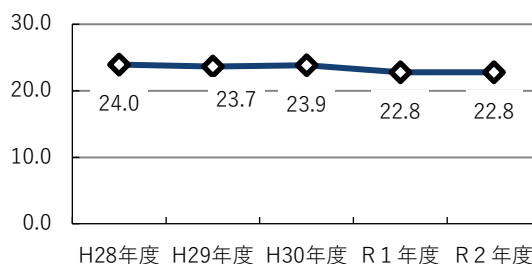
- ・データヘルス計画
- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略

分野8 高齢者の福祉と介護の充実を進めます

現 状 と 課 題

- ◆介護給付の受給者が真に必要なサービスが過不足なく提供されるよう、介護事業所への実地指導や医療情報との突合、ケアプランチェック等を実施し、適切なサービスの確保に取り組んでいます。引き続き、ケアマネジメントの質の向上や自立支援につながる通所サービスの充実、医療介護連携の推進等、高齢者の実情に応じた支援の充実を図っていくことが求められます。
- ◆高齢者向けの運動教室や認知症予防事業、健康づくり講座等を実施し、介護予防の意識と活動の促進を図っています。参加者の固定化が見られることから、より幅広い住民の参加に向けて取り組むとともに、地域における自主的な活動につなげていくことが課題となっています。
- ◆地域における住民主体の介護予防活動や交流活動の中心となるサロン活動の展開を図っています。担い手の高齢化と参加者の減少が課題となっており、また感染症拡大を受けて活動が中断している地域の再開に向けた呼びかけや支援の充実も求められます。

■地域サロン登録者割合
(%)



政 策 の 方 針

地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援等のサービスを受けながら暮らし続けられる、地域包括ケアシステムの構築に向け取り組みます。高齢者の社会参加を促進し、生きがいのある暮らしを実現できるよう努めます。

目 標 指 標

指標	現状値(R2年度)	目標値(R8年度)
介護適正化システムによるケアプラン点検	1回	2回
いきいき百歳体操自主グループ数	19 か所	25 か所
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査における現在の幸福度	7.16 点	7.3 点
地域サロン登録者割合(登録者数/65歳以上人口)	22.8%	25.0%

施策 26 介護保険サービスの充実

基本事業1 在宅介護サービスの充実

- 利用者の個々の状態に応じた適切な介護・介護予防サービスが利用できるよう、サービスと質の確保、指導監督に努め、介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる環境整備を進めます。

◆主な事業◆

介護事業者実地指導の実施

地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会による事業者の運営評価

基本事業2 介護保険サービスの適正化

- 介護保険サービスが自立支援につながる支援として過不足なく提供されるよう、ケアプランの点検、介護給付費通知書の送付、医療突合・縦覧点検の実施、介護事業者への集団指導等を行います。

◆主な事業◆

介護保険給付費適正化事業

基本事業3 生活支援サービスの構築

- 地域の実情に応じた介護予防・日常生活支援総合事業の実施に向け、地域の実態把握や協議体による地域課題の検討、施策化に取り組みます。

◆主な事業◆

介護予防・日常生活支援総合事業の充実、社会資源リストの充実

住民参加に向けて

介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向け、地域住民と連携した介護予防・生活支援サービスの整備に取り組みます。

関連計画

・きみの長寿プラン(老人福祉計画・介護保険事業計画)

施策 27 介護予防と在宅福祉対策の推進

基本事業1 介護予防活動の促進

- 地域サロン等における介護予防の取り組みや、介護予防の自主グループ活動を支援します。
- 高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に推進します。
- 個々の健康状態や関心に応じた通いの場につながるよう支援します。

◆主な事業◆

介護予防教室、いきいき百歳体操の普及、低栄養予防事業

基本事業2 在宅介護・医療サービスの確保

- 地域包括ケアシステムの構築に向け、在宅介護・医療の連携を推進します。
- 専門職や関係事業者と連携して、高齢者とその家族の支援に取り組みます。

◆主な事業◆

在宅医療・介護連携推進事業

基本事業3 高齢者福祉サービスの充実

- 住宅改修の補助や介護をする家族への支援等、高齢者福祉サービスの充実を図ります。
- 高齢者を介護する家族への負担を軽減し、介護者・要介護者がより良い暮らしができるよう取り組みます。

◆主な事業◆

住宅改修の補助、緊急通報装置の貸与、家族介護用品の支給

住民参加に向けて

介護予防活動に多くの高齢者の参加が得られるよう取り組みます。自主グループで主体的に活動が継続されとともに、地域サロンを中心とした住民の交流活動の一環として、介護予防への取り組みが広がるよう支援します。

関連計画

- ・きみの長寿プラン(老人福祉計画・介護保険事業計画)
- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略

施策 28 高齢者福祉体制の整備

基本事業1 介護保険事業の適切な運営

- 被保険者が介護保険制度の仕組みを理解し、制度の円滑な運営ができるように、住民への事業の周知・啓発に努めます。
- 持続可能な介護保険事業の確立に向け、介護予防の推進や適切な介護保険料の設定と介護サービスの確保、制度改正への対応等を進めます。

◆主な事業◆

パンフレット等による制度の周知・啓発、要介護認定の適正化、事業者指導の実施

基本事業2 地域包括支援センター機能の強化

- 世代を問わない総合的な相談対応及び医療・介護・介護予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供されるための調整役として、関係機関との連携の推進、ケアマネジャーの実践力向上支援に取り組みます。
- 個別事例について、自立支援や生活の質の向上に向けた多職種による地域課題の抽出のための地域ケア会議を実施します。
- 認知症の普及啓発、相談対応、認知症初期集中支援の実施等の認知症施策を推進します。

◆主な事業◆

総合相談事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業、権利擁護事業、認知症総合支援事業

基本事業3 高齢者ケアネットワークの整備

- 尊厳あるまちづくりをめざしたきみのネットワーク委員会を中心に、虐待予防のための施策の検討や住民の共助の啓発に取り組みます。
- 虐待や成年後見制度の相談窓口を周知するとともに、権利擁護支援が必要な人の早期発見・早期支援のための体制づくりを進めます。

◆主な事業◆

きみのネットワーク委員会の開催、成年後見制度利用支援事業

住民参加に向けて	関連計画
支援が必要な高齢者を見守る地域住民のネットワークの構築に努めます。誰もが住み慣れた地域で尊厳ある生活を維持できるよう、住民の理解と支援の促進に努めます。	・きみの長寿プラン(老人福祉計画・介護保険事業計画) ・まち・ひと・しごと創生総合戦略

施策 29 地域交流と社会参加の充実

基本事業1 老人クラブの活性化

- 老人クラブの活動の活性化に向け、会員数の維持・拡大、比較的若い高齢者の参加の促進、リーダー層の世代交代等を推進します。

◆主な事業◆

健康・友愛・奉仕活動事業、会員増強促進事業

基本事業2 高齢者支援活動の担い手の育成

- 地域サロンリーダー等の地域活動の担い手の育成と支援を行います。
- 介護予防教室や健康づくりなど、地域の自主的な活動が活性化するよう、中心となる担い手の確保に努めます。

◆主な事業◆

地域サロンリーダーの育成

基本事業3 地域サロンの充実

- 地域サロン活動の維持・充実に向け、地域サロンリーダーへの支援や未設置地域への働きかけを進めます。
- 地域サロンへの参加者の維持・拡大に向け、高齢者のみならず、若い世代への働きかけを行います。

◆主な事業◆

地域サロン事業

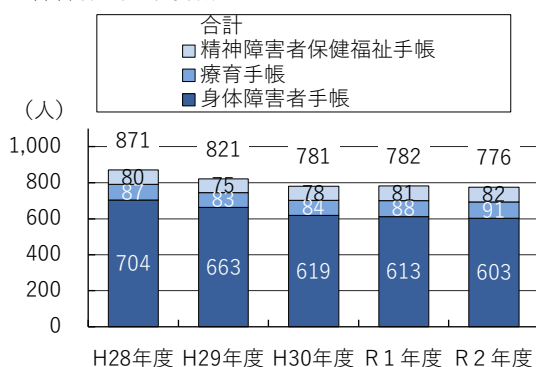
住民参加に向けて	関連計画
自立した地域交流や社会参加の活動が展開されるよう、地域における課題の共有と活動の担い手の育成・支援に取り組み、住民の積極的な参加を求めます。	・きみの長寿プラン(老人福祉計画・介護保険事業計画)

分野9 障害者の生活支援と社会参加を推進します

現 状 と 課 題

- ◆乳幼児健診等の機会を通じて、支援を必要とする子どもの早期発見、早期支援に取り組んでいます。家族の理解を得ながら、適切な医療や療育等の支援につなげていく必要があります。
- ◆障害のある人の地域における暮らしの場として、グループホームの充実を図っていますが、世話人等の人員の確保が課題となっており、十分に進められていない状況があります。
- ◆障害者差別解消法の改正を受け、町職員向けに、具体的な事例を交えて町差別解消マニュアルの周知を行うとともに、窓口で差別解消法のパンフレットの配布等を実施し、障害者差別解消に向けた環境整備と情報提供を図っています。また、中学校において、バリアフリー体験や障害者体験学習等を通して、障害についての理解を深めることができる機会を提供しています。障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、ともに生きる社会をつくることが求められます。

■障害者手帳所持者数



政 策 の 方 針

障害者の自立と社会参加に向けた支援や福祉サービスを充実させるとともに、生涯を通じた生活の安定をめざします。教育・就労・地域活動等の幅広い分野において、障害者の参画を阻害する社会的障壁の除去に取り組みます。

目 標 指 標

指標	現状値(R2 年度)	目標値(R8 年度)
地域活動支援センター※9の設置	0か所	1か所
就労支援事業利用者数	40 人	45 人

※9：地域活動支援センターとは、障害者総合支援法にもとづき、障害のある人を対象として創作的活動・生産活動・社会との交流促進等の機会を提供する支援機関のこと。

施策 30 早期発見と早期支援の体制整備

基本事業1 保健対策の充実

- 障害の早期発見、早期療育のため、健診の充実とフォロー体制の整備を図ります。
- 障害につながる疾病の予防に努めます。
- 関係機関と連携して、障害の状況に応じた支援がスムーズに受けられる環境を整えます。

◆主な事業◆

乳幼児健診、健康相談、特定健康診査、障害支援区分認定審査会

基本事業2 相談体制の充実

- 発達相談をはじめとする保護者への相談支援を実施し、適切な療育等の支援につなげます。
- 基幹相談支援センターにおける 24 時間の相談受付や委託相談事業所における相談及び訪問等により、障害福祉サービスの受給や地域における生活を支援する相談の充実を図ります。

◆主な事業◆

発達相談、相談支援事業、障害児療育等支援アドバイザー事業

基本事業3 特別支援教育の充実【再掲】

- 障害のある児童・生徒が、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育が受けられるよう、切れ目ない指導・支援の充実を図ります。
- 支援を要する児童・生徒の教育課程編成・実施において中心的役割を担う校内委員会及びコーディネーターを中心として、特別支援学校等と連携しながら、個々の発達課題に応じた学習環境整備に努めます。

◆主な事業◆

相談支援体制の充実、特別支援教育の充実、施設バリアフリー化の推進

住民参加に向けて

障害の有無にかかわらずともに生きる地域社会の構築に向け、障害のある人が参加・行動しやすい環境づくりと教育・啓発を推進します。

関連計画

- ・障害者基本計画
- ・障害福祉計画
- ・障害児福祉計画

施策 31 障害福祉サービスの拡充

基本事業1 障害福祉サービスの充実

- 地域の関係機関やサービス事業所と連携し、障害者が安心して地域で生活することができるよう、医療・福祉サービス等を充実させるとともに、利用に必要な支援を行う体制の強化を図ります。

◆主な事業◆

障害福祉サービス基盤の充実、相談支援事業の充実、重度心身障害者(児)医療費助成

基本事業2 グループホーム等の整備

- 親亡き後を見据えた生活の場の確保に向け、グループホーム等の整備を推進します。
- 地域における生活基盤の確立に向け、住民・事業者の理解促進を図ります。

◆主な事業◆

事業者と連携したグループホーム、入所施設の確保

基本事業3 支援ネットワークの充実

- 障害者やひきこもりの状態にある方、その家族への支援のため、事業者、地域団体、当事者団体等によるネットワークの構築と課題解決のための協議の場の確保に努めます。

◆主な事業◆

自立支援協議会の開催、ひきこもりサポート事業

住民参加に向けて	関連計画
障害者の地域生活の支援に、関係機関、事業者、地域団体、当事者団体等の幅広い参加を得られるよう努めます。	・障害者基本計画 ・障害福祉計画 ・障害児福祉計画

施策 32 社会参加の促進

基本事業1 就労の場の確保

- 公共職業安定所を中心に、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校、社会福祉施設、就労支援事業所とのネットワークづくりによる、さらなる雇用の場の拡大に努めます。
- 公共機関における法定雇用の達成や優先調達の推進による就労の場の確保に取り組みます。

◆主な事業◆

就労支援事業所の充実、障害者就労施設等からの優先調達の仕組みづくり

基本事業2 障害者差別の禁止

- 障害者差別解消法の規定を踏まえ、差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供について、住民・事業者に広く周知します。

◆主な事業◆

差別的取り扱いや合理的配慮の具体例に関する情報提供

基本事業3 社会的障壁の除去と合理的配慮の提供

- 公共施設のバリアフリー化や、障害者の社会参加に関する意識の向上に努めます。
- 公共機関における窓口業務や各種手続き等において、合理的配慮の提供義務が履行されるよう、差別解消マニュアルの周知等を行います。

◆主な事業◆

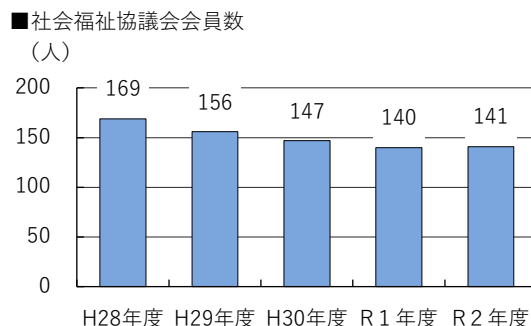
公共施設のバリアフリー化の推進、職員研修の充実

住民参加に向けて	関連計画
障害者の社会参加について住民・事業者等の意識の向上を図るとともに、支援施策への障害当事者の意見の反映に努めます。	・障害者基本計画 ・障害福祉計画 ・障害児福祉計画

分野 10 助け合い、支え合う地域福祉を推進します

現 状 と 課 題

- ◆国においては、地域福祉の充実に向けた包括的・重層的支援体制の整備が推進されており、社会福祉協議会と連携しながら、地域の支え合いの活動の活性化を図るとともに、支援を必要とする人が適切な相談や支援サービスにつながることでできる体制づくりが求められています。
- ◆地域サロンのリーダーや認知症サポーター、傾聴ボランティア等の育成を行っています。地域における活動の充実に向けた担い手の育成が課題です。
- ◆こども食堂支援事業補助金を創設し、地域における取り組みを支援しています。平成 30 年度より、町内でボランティアが中心となったこども食堂が開設され、大学生との交流や多世代交流の場としても活動が展開されています。



政 策 の 方 針

住民相互で支え合う意識の高揚や福祉ボランティアの確保・育成等により、地域福祉の推進体制の充実を図ります。また、生活困窮世帯やひとり親世帯等への援助と自立支援を行います。

目 標 指 標

指標	現状値(R2 年度)	目標値(R8 年度)
社会福祉協議会会員数	141 人	180 人
生活保護率(人口百人あたり)	0.59%	0.57%

施策 33 地域福祉推進体制の強化

基本事業1 社会福祉協議会の活性化

- 誰もが住み慣れた地域で安心して生活ができるように、行政、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会、ボランティア、その他活動団体等との協働による地域福祉活動の一体的な推進を図ります。
- 地域福祉活動の活性化に向け、社会福祉協議会の体制強化を図ります。

◆主な事業◆

社会福祉協議会の運営への指導・助言、地域福祉活動計画作成への参画

基本事業2 指導者・ボランティアの養成

- 地域サロンリーダーや認知症サポーター、傾聴ボランティア等の養成を進め、助け合い・支え合う地域環境づくりを推進します。
- 住民のボランティア意識を高めることで地域の支え合いの強化をめざし、誰もが安心して暮らせるまちづくりに努めます。

◆主な事業◆

地域サロンリーダーの育成、認知症サポーター養成講座の開催、傾聴ボランティアの養成、赤十字奉仕団の育成

基本事業3 生活支援活動の担い手の養成

- 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、住み良い地域づくりに向けて住民が主体となって地域単位で話し合う場（協議体）の設置を働きかけ、互助の取り組みを推進します。

◆主な事業◆

生活支援体制整備事業

住民参加に向けて

地域福祉活動に多くの住民の参加が得られるよう、セミナー等の開催を通じて働きかけます。地域サロンリーダーやボランティア、生活支援サービスの担い手等の確保に努め、住民主体の活動の活性化を図ります。

関連計画

- ・きみのいきいき行動計画
- ・きみの長寿プラン（老人福祉計画・介護保険事業計画）

施策 34 特に支援を必要とする世帯の支援

基本事業1 子どもの貧困対策

- ひとり親世帯等の経済的負担の軽減を図るため、対象者の生活・所得の状況を踏まえた支援を行います。
- 子どもの貧困問題について、こども食堂を運営する団体への支援等を行います。

◆主な事業◆

児童扶養手当・ひとり親家庭医療費助成制度、こども食堂の支援

基本事業2 生活困窮者の支援

- 県、社会福祉協議会、民生委員・児童委員や、庁内でのさらなる連携を図り、支援が必要な人への早期相談を行うことにより自立支援を図ります。

◆主な事業◆

生活保護の相談、生活困窮者自立支援事業

基本事業3 無年金者の解消

- 国民年金制度の正確な情報の周知を図り、年金受給権の確保のため、納付意識の啓発及び正しい年金制度への理解と関心を高めることをめざします。

◆主な事業◆

国民年金制度の周知

住民参加に向けて

年金制度への理解と加入の促進を図ります。生活が困難な世帯への経済的な支援や就労支援等に取り組み、自立を促進します。

関連計画

・きみのいきいき行動計画

基本方針 4

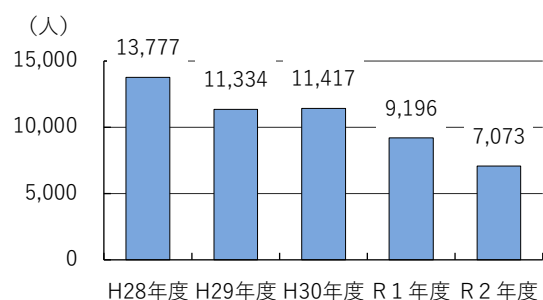
安心・安全で住み良いまちづくり (生活基盤・防災)

分野 11 交通・情報のネットワークを整備します

現 状 と 課 題

- ◆計画的な道路整備と維持管理を実施しています。今後、国道の移管等に伴う道路管理業務の増大に対応する体制の確保が課題となっています。
- ◆過疎化の進行を背景として、コミュニティバスの利用者が減少しています。令和2年度より、高齢者等外出支援タクシー・バス助成券の交付を開始し、公共交通の利用の促進を図っています。引き続き、地域の状況の変化に対応した公共交通の見直しを続ける必要があります。
- ◆感染症の拡大という状況も踏まえ、整備された情報通信基盤を効果的に活用した取り組みの拡大が求められています。DXの潮流に遅れることなく、行政の効率化や住民サービスの充実にICT技術を活用していくことが求められます。

■コミュニティバス年間利用者数



政 策 の 方 針

広域幹線道路網の整備、町内各地区の道路交通の円滑化を進めるとともに、公共交通機関の路線の維持と利便性向上、多様な交通手段の確保に取り組みます。また、情報通信基盤の維持管理と住民サービスの向上に向けた活用を進めます。

目 標 指 標

指標	現状値(R2 年度)	目標値(R8 年度)
住民意識調査で、道路の整備について「満足」「やや満足」と回答した人の割合	48%	55%
住民意識調査で、バスなどの公共交通機関について「満足」「やや満足」と回答した人の割合	10%	15%

施策 35 道路網の整備と管理

基本事業1 町道等の整備

- 交通量や災害時の迂回路等の条件から路線整備の優先順位を検討し、限りある財源のもと、より効果的な町道の改良事業を推進します。
- 橋梁やトンネル等の道路構造物の長寿命化によるコスト削減を図ります。

◆主な事業◆

重点的な町道改良の推進、生活環境整備と連携した道路整備、農林道の整備

基本事業2 国道・県道等の整備促進

- 広域的な幹線道路である国道・県道の整備について、優先順位を勘案して順次要請し、町内外の交流の活発化、町内各地区の交通の円滑化を図ります。

◆主な事業◆

国道 370 号の整備促進、主要地方道・県道の整備促進

基本事業3 道路環境の整備

- 安心・安全な生活環境づくりに向け、道路の維持管理を効率的・経済的に進めるため、情報管理の充実を図ります。
- 道路の美化等の住民協働の取り組みを推進します。

◆主な事業◆

道路台帳の更新、住民と連携した道路の維持補修、道路の清掃・美化活動

住民参加に向けて

道路整備が地域全体の共通課題であることについての理解と協力を得られるよう努めます。道路の清掃・美化活動への住民の積極的な参加や、原材料支給による道路等の維持整備を促進します。

関連計画

- ・橋梁長寿命化修繕計画
- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略

施策 36 公共交通の確保と利便性の向上

基本事業1 路線バスの運行維持

- 利便性の向上と路線の維持存続について、事業者への協力を進めます。

◆主な事業◆

事業者への協力・連携による路線バスの運行維持

基本事業2 コミュニティバスの運行

- 高齢者等の交通弱者が安全で安心して移動できる交通環境整備として、引き続きコミュニティバスの運行を実施します。
- 路線の維持・存続と利便性の向上のため、予約型運行の導入等、運行形態の見直しも含めた改善策を検討、実施します。

◆主な事業◆

効果的・効率的なコミュニティバスの運行管理

基本事業3 補完的な交通手段の調査・検討

- 交通弱者の支援を目的として、コミュニティバス以外の補完的手段の調査・検討や他自治体の事例の調査、住民ニーズの把握等を進めます。
- 補完的な交通手段の確保策の一つとして、高齢者・障害者・妊婦の外出支援を図るタクシー・バス助成券事業を実施します。

◆主な事業◆

補完的交通手段に関する調査・検討、タクシー・バス助成券事業

住民参加に向けて	関連計画
既存路線の維持に向け、路線バス・コミュニティバスの利用促進を図ります。また、住民ニーズの把握に努め、住民の意見を参考に、町に適した公共交通のあり方を検討します。	・まち・ひと・しごと創生総合戦略

施策 37 情報通信基盤の維持・活用

基本事業1 地上デジタル放送施設の維持管理

- 施設や電波状況の点検、調査を行い、適切な維持・管理に努めます。
- 経年とともに施設機器の老朽化が進むため、計画的な機器の更新を行い、施設の安定運用を維持します。

◆主な事業◆

地上デジタル放送施設の維持管理、施設機器の更新

基本事業2 情報通信基盤の住民サービスへの活用

- 町内全域で整備が完了したブロードバンド(高速・大容量の通信回線)を活用して、各種申請のオンライン化等を推進します。
- セキュリティ対策の徹底を図ります。
- 町が保有しているデータを町民が容易に利用できるよう必要な措置を講じます。
- デジタル化のメリットを享受できる地域社会の実現とデジタルデバйд対策を推進します。

◆主な事業◆

各種申請のオンライン化、セキュリティポリシーの見直し、オープンデータ※¹⁰の推進

住民参加に向けて	関連計画
情報通信環境の維持・管理のため、通信の不具合等について住民からの情報提供を受け、適切に対処します。ブロードバンド環境の効果的な活用について、住民・地域団体等とともに検討を進めます。	・まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・DX推進計画

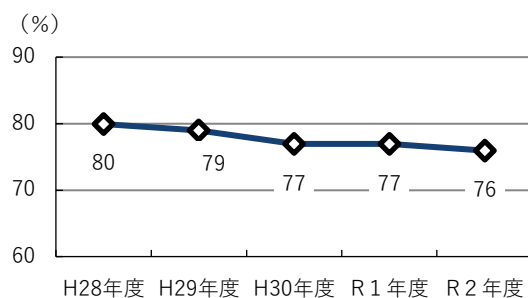
※10：オープンデータとは、誰でも二次利用が可能なルールで公開されたデータのこと。

分野 12 自然と調和した生活環境を形成します

現 状 と 課 題

- ◆本町の住宅は持ち家の割合が非常に高く、人口の維持や子育て世代の転出抑制、転入増加のためには、若い世代や家族が利用しやすい賃貸住宅等の確保が課題となっています。空き家の利活用も含め、移住・定住に資する住宅の整備促進が課題となっています。
- ◆水道施設の適正な管理のため、浄水場施設の更新や管路の耐震化、漏水調査等を実施しています。水道を利用する人口に対して維持管理のコストが大きく、有収率も低下傾向となっており、持続可能な水道事業経営を確保することが大きな課題となっています。
- ◆住民1人あたりの廃棄物排出量は増加傾向となっています。ごみの減量や再資源化を進める一方、地域においてはごみ出し困難者の支援体制を整備していくことも求められています。
- ◆地域との協働により「生石高原県立自然公園」の環境保全に取り組んでいます。保存会の高齢化により、事業維持をしていくための体制づくりが課題となっており、会員増の働きかけ等を進める必要があります。

■水道事業有収率



政 策 の 方 針

自然と調和した生活環境の整備に向け、住宅・上下水道・廃棄物処理等の各種の生活インフラの整備を行います。自然公園の整備・活用や自然環境の保全、公害の防止等に努め、本町の空・山・川の豊かな自然環境の保全・継承を図ります。

目 標 指 標

指標	現状値(R2 年度)	目標値(R8 年度)
空き家登録数	35 戸	45 戸
水道事業有収率	76%	80%
一般廃棄物の排出量	2,238t	2,000t
住民意識調査で、自然環境について「満足」「やや満足」と回答した人の割合	79%	80%

施策 38 住宅・宅地の整備

基本事業1 公営住宅の維持・管理と民間住宅の整備促進

- 町営住宅の計画的な維持・管理と建て替えを進めます。
- 利用ニーズを踏まえた改善・修繕や用途の多様化を進め、入居率の維持を図ります。
- 民間資本を活用した宅地・賃貸住宅の整備促進を図ります。

◆主な事業◆

町営住宅の建て替え・改善・修繕、公共分譲地の販売

基本事業2 空き家等の活用と適正管理

- 地域と連携して空き家情報の収集・整理を行い、利用可能な空き家の利活用を促進します。
- 空き家・空き地の適正管理について啓発を進めます。

◆主な事業◆

移住推進空き家リノベーション補助金、空き家活用促進奨励金、老朽危険空家除却工事補助事業

基本事業3 地籍調査の推進と情報活用

- 土地利用と管理の基礎となる地籍調査の早期完了をめざし、推進委員の協力を得て着実な事業推進に取り組めます。
- 調査成果のデータ化を進め、全庁で活用できる地理情報システムの調査・研究を行います。

◆主な事業◆

地籍調査の実施、地理情報システムの調査・研究

住民参加に向けて

今後増加が予想される空き家・空き地等の有効活用と適正管理に向け、住民の自主的な取り組みを促す啓発等を行うとともに、利用可能な空き家の確保と活用を所有者・地域の協力を得て推進します。

関連計画

- ・公営住宅等長寿命化計画
- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略

施策 39 持続可能な水道事業の運営

基本事業1 水道施設の維持・管理

- 浄水場・水道管等の水道施設の適正な管理を行い、安心・安全でおいしい水の安定的な供給に努めます。
- 災害時を想定した優先基幹管路を選定し、計画的に耐震化を進めます。

◆主な事業◆

水源地の日常的な維持管理、施設の耐震診断と老朽管の耐震化、漏水調査

基本事業2 水道料金の適正化

- 財政収支計画を策定し、持続可能な事業運営に向けた取り組みを検討します。
- 必要な収入を確保するため、公平な費用負担に努め、将来を見据えた料金や手数料の見直しを検討します。

◆主な事業◆

水道事業財政計画の策定、水道料金の見直し

基本事業3 水道事業の効率化

- 県内市町村における取り組みを参考にしながら、施設の一部管理委託等の経費節減を進め、健全経営の確保に努めます。

◆主な事業◆

施設の一部管理委託や滞納徴収業務の委託の検討

住民参加に向けて	関連計画
水道事業の現状と将来的な見通しについて情報公開を進め、水道料金の適正化への幅広い理解を得られるよう努めます。	・水道ビジョン ・まち・ひと・しごと創生総合戦略

施策 40 環境保全に向けた廃棄物・生活排水の処理

基本事業1 ごみの収集・処理体制の整備

- 広域ごみ処理施設「紀の海クリーンセンター」を活用し、一般廃棄物処理基本計画に基づく適正な処理を推進します。
- ごみの収集回数や分別の方法について、引き続き周知を進め、確実な収集を図ります。
- 高齢化に伴うごみ出し困難者の支援に取り組みます。

◆主な事業◆

収集日程表の作成と周知、家庭ごみ特別ステーション制度

基本事業2 ごみの減量化・資源化の促進

- 3R(リデュース:減量、リユース:再利用、リサイクル:再生)を推進し、ごみの減量化、資源化のさらなる促進に努めます。
- 水切りによる生ごみの減量や、生ごみ処理機器の普及促進等により、家庭ごみの減量化を推進します。

◆主な事業◆

家庭用生ごみ処理機器購入補助

基本事業3 生活排水処理対策の推進

- 生活排水による公共水域の汚濁を防止し、清潔で衛生的な生活環境を推進します。
- 浄化槽の設置率の向上を図るとともに、浄化槽の維持管理の重要性を啓発します。
- 農業集落排水処理施設の機能診断・最適整備構想及び経営戦略に基づく適切な施設整備と安定経営を図ります。

◆主な事業◆

農業集落排水処理施設の機能診断・最適整備構想に基づく機能強化、合併処理浄化槽設置補助

住民参加に向けて

ごみの分別・減量化の必要性についての理解の促進を図り、住民の協力のもと適切な収集体制の維持に努めます。また、浄化槽の設置率向上に向け、合併浄化槽への転換や維持管理について周知・啓発を行います。

関連計画

- ・一般廃棄物処理基本計画
- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略

施策 41 自然と共生するまちづくり

基本事業1 公園の整備と活用

- 地域との協働により、「生石高原県立自然公園」の環境保全や山野草の保護、「のかみふれあい公園」の施設整備等に取り組みます。
- 利用者のニーズに合わせた施設の整備やイベント等の開催による誘客促進に取り組みます。
- 景勝地の保全に努めるとともに、まちづくり推進協議会等による美しい景観づくりへの活動を支援します。

◆主な事業◆

生石高原の保全と整備、生石高原山開き等の開催、ふれあい公園整備事業

基本事業2 自然環境の保全

- 関係団体と連携した森林の公益的機能の維持に取り組みます。
- 地域住民主体の清掃活動を継続するとともに、快適な環境づくりに努めます。
- 監視パトロールや看板・監視カメラの設置等の不法投棄対策を推進します。野焼き等の屋外焼却についても住民啓発と監視を行います。

◆主な事業◆

環境美化活動の実施、不法投棄監視パトロール、監視カメラの設置

基本事業3 自然との共生

- 脱炭素社会実現のため、地域環境と調和したクリーンエネルギーの導入を推進します。
- 地球温暖化防止実行計画に基づき、公共施設のCO₂排出量削減に努めます。

◆主な事業◆

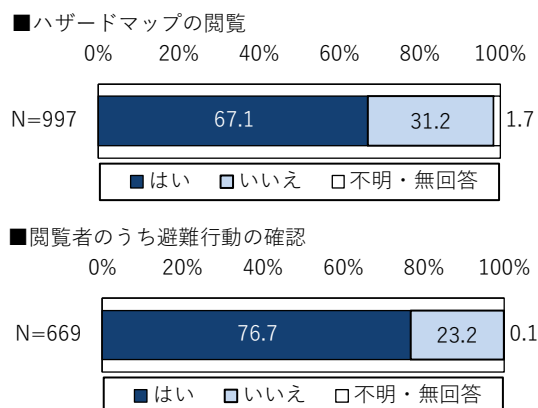
住宅用省エネシステム普及推進事業

住民参加に向けて	関連計画
本町の誇りである自然環境の維持には住民の理解と協力が不可欠であり、関係団体や地域組織と連携した取り組みの推進と、より多くの住民・団体の参加を得られるような働きかけを行います。	・森林整備計画 ・まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・地球温暖化防止実行計画〔事務事業編〕

分野 13 安全な暮らしを確保します

現 状 と 課 題

- ◆平成 31 年に土砂災害ハザードマップ、令和 2 年に洪水ハザードマップを作成し、全世帯に配布しています。住民アンケートでは、ハザードマップを見た人が 67.1%、そのうち、避難行動の確認をした人が 76.7%となっています。避難行動の確認までをしているのは全体の約半数となっており、引き続き啓発が求められます。



- ◆消防の広域化や防災拠点の整備の推進等、消防・救急・救助体制の充実を図っています。地域防災の体制強化に向けた自主防災組織の組織力の向上が大きな課題となっています。また、災害時要援護者の支援体制の整備も引き続き課題となっています。

政 策 の 方 針

すべての住民が安心して暮らせるよう、防災対策、消防・救急・救助体制の充実を図るとともに、さまざまな災害の発生に備えた体制整備や災害弱者の支援体制の確立を推進します。また、交通安全や防犯に関する取り組みを推進します。

目 標 指 標

指標	現状値(R2 年度)	目標値(R8 年度)
住民意識調査で、防災対策について「満足」「やや満足」と回答した人の割合	26%	36%
救命講習の受講者数	110 人(R1★)	130 人

★令和 2 年度は感染症拡大の影響があったため、参考として令和元年度を現状値としています。

施策 42 災害に強いまちづくり

基本事業1 災害の未然防止と危険箇所の周知

- 土砂災害危険箇所の早期指定完了を和歌山県へ要望するとともに、ハザードマップを更新し、住民への周知を強化します。
- 河川護岸改修による洪水防止に引き続き取り組みます。
- 家屋の耐震化について、支援制度の周知等による促進に努めます。
- 防災行政無線と連動しているアプリやメール配信により、住民への防災情報提供体制の充実を図ります。

◆主な事業◆

土砂災害法指定県調査への協力、河川護岸改修、耐震診断・耐震改修事業

基本事業2 地域防災体制の強化

- 地域防災計画の見直し、職員初動マニュアルの改正、業務継続計画(BCP)の検証訓練の実施等による災害対応力の向上を図ります。
- 自主防災組織の訓練の活発化と住民の防災意識の向上に取り組みます。
- ハザードマップの更新と周知を進めます。

◆主な事業◆

業務継続計画(BCP)の検証、自主防災訓練の補助、防災講習の実施、ハザードマップの周知

基本事業3 災害時の要支援者の支援体制の確保

- 避難行動要支援者名簿の更新と新規登録者の個別計画の作成、関係機関との情報共有による避難行動要支援者の支援体制の確保に努めます。
- 関係機関と連携した福祉避難所の受け入れ態勢の整備を図ります。

◆主な事業◆

避難行動要支援者の個別計画の作成、要支援者台帳の関係機関・地域団体との共有促進

住民参加に向けて	関連計画
住民の防災意識を高め、自分の命を自分で守るための主体的な行動を促進します。避難行動要支援者については、引き続き関係機関と連携した支援体制の整備を推進します。	・地域防災計画 ・国民保護計画 ・耐震改修促進計画 ・まち・ひと・しごと創生総合戦略

施策 43 消防・救急・救助体制の充実

基本事業1 消防・救急・救助体制の充実

- 消防技術の高度化と多様化に対応するため、広域消防等によるスケールメリットを生かした消防行政の充実をめざします。
- 大規模災害に備えた消防組織体制の充実強化と消防装備の整備に努めます。
- 災害時に必要な機能を充実させた防災拠点の整備を推進します。
- 救急救命士の計画的な養成と有資格者の若返りによる救急・救助体制の充実を図ります。

◆主な事業◆

各種資器材の整備、各種訓練研修等による隊員の資質向上、救命講習の実施、消防本部消防署庁舎移転新築事業

基本事業2 消防団の再編

- 地域の実情を踏まえ、住民と課題の共有を進めながら、機動的な消防団組織への再編を進めます。また、女性消防団員の配置を推進します。
- 消防団の資器材の充実や、団員の研修・実務訓練による資質向上を促進します。

◆主な事業◆

資器材の充実と各種訓練等の実施

基本事業3 火災予防の強化

- 引き続き、住宅用火災警報器の設置率の向上に努めます。
- 火災予防運動等の啓発活動により、住民の防火意識のさらなる向上を図ります。
- 防火対象物、危険物施設の立入検査等による指導の強化に努めます。

◆主な事業◆

住宅防火訪問、危険物施設や防火対象物への立入検査

住民参加に向けて

消防団組織の再編にあたっては住民主体の取り組みが不可欠であることから、地域の状況の把握や課題の共有を進め、効果的な組織づくりを地域とともに推進します。また、住民の防火・防災意識のさらなる向上を図ります。

関連計画

・まち・ひと・しごと創生総合戦略

施策 44 交通事故や犯罪の防止

基本事業1 交通安全対策の充実

- 道路環境を整備し、安全性の向上と事故の防止に取り組みます。
- 学校や老人クラブ等と連携した交通安全教室を開催します。
- 全国交通安全運動期間を中心に交通安全啓発活動を実施します。

◆主な事業◆

カーブミラーの新設・修理、交通安全教室の開催

基本事業2 防犯体制の充実

- 警察と連携した防犯教育・啓発活動を実施します。
- 防犯灯の設置を推進します。
- 子どもたちの登下校時の青色パトロール車による見守りを行います。

◆主な事業◆

防犯灯設置補助事業、防犯教育の実施、青色パトロール車による見守り啓発

基本事業3 消費者保護の促進

- 消費者被害の未然防止や高齢者を対象とした特殊詐欺の被害防止のための啓発を推進します。
- 消費者トラブルの解決や被害の救済に向けた消費者相談を実施します。

◆主な事業◆

消費者相談、町広報誌による啓発

住民参加に向けて

交通安全や防犯は住民一人ひとりの日常的な活動として取り組まれる必要があることから、啓発や意識の向上に関係団体等と連携して取り組みます。

関連計画

- ・交通安全計画
- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略

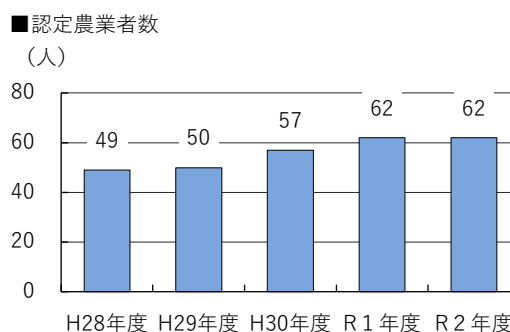
基本方針 5

活力ある産業のまちづくり (産業振興・観光)

分野 14 環境と共生し付加価値を生み出す農林業を育てます

現 状 と 課 題

- ◆農業の経営支援や作業省力化のための支援制度、農業の担い手育成事業等、農業従事者を確保するために取り組んできましたが、人口減少や農家の高齢化により後継者不足が課題となっています。
- ◆新たに農業を志す移住者等への相談支援や研修等を行う体制の充実を図り、認定農業者の増加に努めています。



- ◆山林資源の有効活用と林業経営体の強化を図るため、間伐材流通支援や担い手の育成に取り組んでいます。
- ◆農家民泊の認定施設数が増加し、教育旅行の受け入れも進んでいます。また、学校や就学前施設と連携した林業体験、環境学習等の受け入れも実施しています。これらの本町の農林業基盤を活用した学習・体験プログラムと、観光事業との効果的な連携が今後の課題となります。

政 策 の 方 針

若年世代にとって魅力的な農業経営基盤の確立に努め、担い手の確保と耕作放棄地の解消をめざします。森林の保全と豊かな森林資源の育成に努めるとともに、農林漁業と観光・交流との連携を図り、第1次産業が持つ多面的な機能を活用します。

目 標 指 標

指標	現状値(R2 年度)	目標値(R8 年度)
認定農業者数	62 人	65 人
森林環境譲与税を活用した森林間伐面積	0ha	30ha
農家民泊認定施設数	11 件	14 件

施策 45 中山間地域農業の生産性向上

基本事業1 経営組織・担い手の育成

- 町の特産品である山椒・柿・みかん等の農産物の生産に対する支援や各種研究団体に対する支援に取り組みます。
- 就農を希望する定住者へ農地の斡旋を行うとともに、自ら経営改善等をめざす認定農業者に対し、農業資金活用の利子負担軽減等を支援します。

◆主な事業◆

認定農業者の支援、生産組織・農家団体の育成、農業担い手育成事業

基本事業2 農業生産基盤の維持・整備

- 地域の特性に応じた農業の振興を進めます。
- 耕作放棄地の防止に努めます。
- 農地環境を守るため、猟友会を通じた有害鳥獣の捕獲や防護柵の設置等を支援します。
- 農業におけるICT・IoTの利活用を推進します。

◆主な事業◆

農業経営支援事業、農業振興地域整備計画の推進、鳥獣害防止

基本事業3 農産物の流通・販売の強化

- 安全な農林水産物及び加工品を効率的・安定的に供給するため、流通・販売、加工事業者に対し支援をするとともに、PRを兼ね、町内外で開催される直接販売等行うことにより、消費拡大を図ります。
- 地産地消のさらなる推進に努めます。

◆主な事業◆

6次産業化の支援、学校給食における地産地消の推進

住民参加に向けて

農業が若年世代にとって魅力的な産業となるよう、経営環境の改善に取り組むとともに、生産・販売の拡大に積極的な農家を後押しします。

関連計画

- ・農業振興地域整備計画
- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略

施策 46 豊かな森林資源の利用促進

基本事業1 林業生産基盤の整備

- 森林の適正管理に取り組みます。また、林業事業者を確保するため、高性能林業機械等(ICT含む)の導入等を支援します。
- 企業による植栽や育林の誘致活動及び間伐材の搬出補助に取り組みます。

◆主な事業◆

間伐・作業道の新設・改修、「企業の森」の誘致、低コスト林業基盤整備サポート補助事業

基本事業2 経営組織の育成

- 和海紀森林組合に対し、国や県と協力しながら支援策を検討します。
- 森林整備を進めるため、人材確保や作業労務班の育成を図るなど、林業経営体の強化に努めるとともに、自伐型林業事業者を支援します。
- 林業技能作業士育成研修を通じ、各種資格の取得や林業技術の向上を図ります。

◆主な事業◆

間伐材搬出補助事業

基本事業3 林産物の加工・流通の促進

- 山林資源の有効活用を図るため、特用林産物の生産を強化するとともに、新たな山林資源の活用策を検討します。

◆主な事業◆

都市部スーパー等での直接販売、各種イベントでのPR

住民参加に向けて	関連計画
林業の担い手の減少・高齢化が進んでいます。新たな担い手の育成と主体的な林業活性化の取り組みを支援します。	・森林整備計画 ・まち・ひと・しごと創生総合戦略

施策 47 農林水産業基盤を生かした観光交流の促進

基本事業1 都市農村交流の促進

- 農家民泊やふるさと農園など農業を生かした観光交流を推進します。
- 移住・定住促進事業や観光振興事業と農家民泊との連携を促進するとともに、各種体験プログラムの質の向上と誘客の拡大、移住・定住事業への接続、関係人口の増加を図ります。

◆主な事業◆

農家民泊と観光振興事業との連携促進、ふるさと農園の貸し出し

基本事業2 森林の多目的利用の促進

- 教育や観光など他の施策と連携しながら、本町の豊かな森林を有効に活用します。
- 小学校等の間伐体験の受け入れを促進するとともに、環境学習と連携しながら林業体験を推進します。

◆主な事業◆

林業体験学習の受け入れ

基本事業3 水産資源の活用

- 地域や各種団体と協力しながら、観光交流と連携したイベントの開催など、釣り客の増加につながる誘致活動を支援します。

◆主な事業◆

鮎・あまごの放流

住民参加に向けて

本町の豊かな農林水産資源や自然環境を生かした交流事業と移住・定住促進事業との連携を図り、住民と行政の協働による都市農村交流の拡大と地域の活性化に取り組めます。

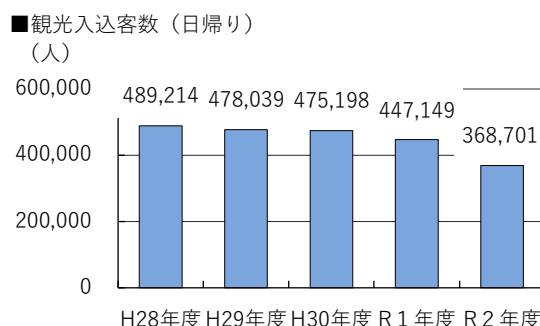
関連計画

・まち・ひと・しごと創生総合戦略

分野 15 まちに賑わいをもたらす商工業・観光を振興します

現 状 と 課 題

- ◆商工会等と連携して町内小規模事業所の経営基盤の強化を図るとともに、新たな起業者を呼び込むため、新規創業者支援を行っています。近年では町内に新たに商店等を開業する事業者が増加しており、創業支援を受ける事業者数が増加しています。
- ◆農業の所得向上と観光産業との連携による地域経済の活性化をめざし、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、農業の担い手の育成、地域資源を生かした観光産業の担い手づくり、各種メディアを活用した情報発信やPR、お土産品・特産品の開発等を実施しています。
- ◆令和2年度には観光プログラムとの積極的な連携も視野に入れたみさと天文台のリニューアルを実施しており、今後積極的な活用と利用者の増加を図っていくことが求められます。



政 策 の 方 針

地域の商業機能を維持するための支援に努めるとともに、企業・事業者等の誘致に取り組めます。豊かな自然や農林業を生かした観光事業の推進や、体験交流プログラムの開発・強化を図り、紀美野町のPRと定住促進事業への接続を図ります。

目 標 指 標

指標	現状値(R2 年度)	目標値(R8 年度)
新規創業件数(H29 年度より累計)	27 件	45 件
観光入込客数(日帰り)	475,198 人(H30★)	505,000 人
シルバー人材センター会員数	170 人	180 人

★令和元年度、令和2年度は感染症拡大の影響があったため、参考として平成30年度を現状値としています。

施策 48 商工業の育成

基本事業1 商工業の育成

- 商工会等との連携により各種支援制度を活用した企業の経営改善や設備投資を促進するとともに、各種相談、指導の充実、講習会の実施により経営基盤の強化を支援します。
- プレミアム付き商品券等により地域経済の活性化や中小企業が事業継続できるよう支援します。
- 新規創業者及び新たな業態で第2創業を進める創業者に対し支援を実施します。
- 商工会等と連携した事業者に対する支援等を通じ、経営基盤の強化を図ります。

◆主な事業◆

小規模事業者経営改善資金利子補給、創業支援事業

基本事業2 企業誘致の促進

- 用地の確保や優遇税制だけでなく住環境の整備も含めた対策を検討し、さまざまな分野の事業所や施設の誘致に努めます。

◆主な事業◆

税の優遇制度等の各種支援施策のPR、本町の規模に応じた事業者の支援

基本事業3 地場産品等の育成

- 棕櫚(しゅろ)製品等の地場産品の活用等について、担い手の確保に努めます。
- 地場産品を活用した、新たな商品開発や販路開拓に努めます。

◆主な事業◆

創業支援事業、地場産業等の支援

住民参加に向けて

引き続き町内商工業の支援を行うとともに、住民の町内商店での購買を促進します。まちづくりに積極的な事業者と連携した地域活性化に取り組めます。

関連計画

・まち・ひと・しごと創生総合戦略

施策 49 観光交流事業の推進

基本事業1 観光推進体制の強化

- 町観光協会の組織の強化に努め、他の団体との広域的な連携を図ります。
- 観光周遊ルート of 提案、イベントの企画・開催、観光ガイドの育成・登録、インバウンドの取り込みに官民協働で取り組みます。
- 新たな観光資源を発掘し、観光客のニーズに合った旅行商品の提案及びPRを行います。
- 観光拠点としての道の駅の整備を検討します。

◆主な事業◆

町観光協会が行う事業の充実

基本事業2 町のPR活動の充実【再掲】

- インターネットを通じた動画の発信や観光案内パンフレットの作成、外国語による情報発信等、各種媒体を活用した町PRの推進に取り組みます。
- 実施にあたっては、外部の人材と連携し、効果的なPRの推進を図ります。また、広域連携での誘客活動を積極的に行い、各市町村の魅力をパッケージとしてPRします。

◆主な事業◆

観光PR動画等の発信、観光案内パンフレットの作成と配布、観光協会ホームページの充実

基本事業3 観光交流プログラムの開発と提供

- 本町の農林業や豊かな自然環境を生かした体験学習プログラムの開発と提供を推進します。
- 和歌山県と連携し、観光体験学習プログラムの充実に取り組みます。
- 天文台を活用した観光体験プログラムの充実と、星の美しい町としての内外の地域イメージの確立を図ります。

◆主な事業◆

教育旅行の受け入れ、「ほんまもん体験」プログラムの充実

住民参加に向けて

観光振興事業を町の活性化における主要事業として位置づけ、住民・事業者・行政が一体となって取り組む体制づくりを進めます。

関連計画

・まち・ひと・しごと創生総合戦略

施策 50 雇用・就労の場の確保

基本事業1 高齢者の就労支援

- シルバー人材センターの会員の拡大と業務の確保に取り組み、高齢者の就労・社会参加を支援します。

◆主な事業◆

シルバー人材センター支援

基本事業2 若者・女性等の就労支援

- 若年世代の定住促進に向け、町内での雇用の場の確保に努めます。
- 子育て支援の充実や男女共同参画の推進等による、女性の就労支援に取り組みます。

◆主な事業◆

創業支援事業、女性の就労支援

住民参加に向けて	関連計画
町内での雇用の場の確保は町の存続に大きく関わる課題であることについて住民との共通理解を深め、新たな雇用の場の創出に連携して取り組みます。	・まち・ひと・しごと創生総合戦略

長期総合計画とSDGsの一体的な推進

SDGsとは、「Sustainable Development Goals」の略であり、平成27年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された国際社会の共通目標です。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、「2030年（令和12年）」を年限とする17のゴールと169のターゲットから構成されます。

第2次紀美野町長期総合計画(後期計画)における15分野とSDGsにおける17ゴールとの関係	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
1 住民協働の拡大と深化を進めます							
2 活発な地域活動と地域交流を促進します	●				●		
3 行政改革を推進します					●		
4 子育てしやすいまちづくりを進めます		●	●		●		
5 学校教育を充実させ、次世代を育成します			●	●	●		
6 生涯学習と文化・スポーツ活動の環境を整えます				●			
7 住民の健康を守り、育みます	●		●				
8 高齢者の福祉と介護の充実を進めます			●				
9 障害者の生活支援と社会参加を推進します			●				
10 助け合い、支え合う地域福祉を推進します	●	●	●				
11 交通・情報のネットワークを整備します							
12 自然と調和した生活環境を形成します			●			●	●
13 安全な暮らしを確保します			●		●		
14 環境と共生し付加価値を生み出す農林業を育てます		●				●	
15 まちに賑わいをもたらす商工業・観光を振興します					●		●

国においては、平成 28 年 12 月に策定した「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」の中で、各自治体に対し、各種計画や戦略、方針の策定等に SDGs の要素を最大限反映することを奨励しており、本町でも、本計画の各施策分野に、SDGs のめざす 17 のゴールを関連付けることで、長期総合計画と SDGs の一体的な推進を図ります。

8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナースhipで目標を達成しよう
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	各国内及び各国間の不平等を是正する	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する	持続可能な生産消費形態を確保する	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる
			●					●	●
		●	●					●	●
		●	●		●			●	●
		●						●	●
		●						●	●
		●						●	●
		●							●
●		●							●
		●							●
	●	●	●						●
	●		●	●	●	●	●		●
	●		●					●	●
●				●	●	●	●		●
●	●			●	●				●



生石高原



きみのこども園



柿（町の特産品）

資料編



紀 企 第 6 7 7 号

令和3年11月16日

紀美野町長期総合計画審議会

会 長 若 林 豊 様

紀美野町長 小川 裕康

紀美野町長期総合計画の策定に関することについて（諮問）

紀美野町長期総合計画の策定について、紀美野町長期総合計画審議会条例（平成18年1月1日条例第7号）第2条第1項第1号の規定により、下記事項に関する貴審議会の意見を求めます。

記

一．紀美野町長期総合計画の策定に関すること

2 答申書

令和4年3月2日

紀美野町長 小川 裕康 様

紀美野町長期総合計画審議会
会 長 若 林 豊

第2次紀美野町長期総合計画（後期計画）について（答申）

令和3年11月16日付紀企第677号により諮問のあった「第2次紀美野町長期総合計画」について、慎重に審議を重ねた結果、第2次紀美野町長期総合計画（後期計画）（案）は妥当であると判断しましたので、別添のとおり答申します。

なお、本総合計画の推進にあたっては、下記の事項に十分配慮され、目指す将来像である「空・山・川のふれあいのある 美しいふるさと ～住民活力でつくるまちづくり～」の実現に向け、取り組まれるよう要請します。

記

1. 住民協働のまちづくりをこれまで以上に進めていくために、住民・事業者・地域団体等と連携した事業の拡大に取り組むとともに、住民主体の取り組みの活性化に努めていただきたい。また、町職員の住民協働に対する意識や能力の向上をさらに図っていただきたい。
2. 人口減少と少子高齢化のさらなる進行は、地域の存続に関わる喫緊の課題となっており、引き続き人口問題への取り組みの強化を図っていただきたい。
3. 県下一をめざす出産・子育て支援施策については、子ども連れで利用しやすい公園や観光施設の整備も含め、町全体の取り組みとして推進するとともに、他自治体の先進的な事例にも学びながら充実を図っていただきたい。また、小中学校

の教育環境を充実させ、子育てがしやすく子どもが育つ町として、積極的なPRにも努めていただきたい。

4. 公共施設や道路・水道設備の維持管理、公共交通の整備等、住民の生活を支える各種の事業については、維持コストの増大が予想されており、無駄を省き、長期的な視点から計画的に進めていただきたい。また、住民の生活に影響の大きい変化がある場合には、十分な説明をお願いしたい。
5. リニューアルされた天文台をはじめとする本町に特徴的な施設の積極的な活用や、農林業基盤を生かした観光振興、増加する創業の支援等、これまでの取り組みの成果が目に見えつつある産業振興については、引き続き積極的に推進していただきたい。
6. 今後空き家や耕作放棄地の増加は避けられないと考えられるが、移住・定住施策への活用等を含め、適切な維持管理と活用が行われるよう、官民連携の取り組みを推進していただきたい。
7. 本町の自然環境や長年の農林業の営みによって形成されてきた景観は町民の誇りであり、これらを維持し、次代に継承していくことは町民の願いとなっていることから、町行政の推進においても十分に留意していただきたい。
8. 本計画に基づく事業の評価にあたっては、新たに導入された評価システムや外部評価も活用しながら、より効果的・効率的な事業の推進に取り組むとともに、その成果を積極的に公開し、町民の理解を得るよう努めていただきたい。

以上

3 紀美野町長期総合計画審議会委員名簿

	氏 名	役 職 等
会長	若 林 豊	区長連絡協議会 会長
副会長	畠 山 博 充	商工会 会長
委員	岩 脇 明 美	生石加工グループ 会長
委員	岡 省 三	人権委員会 会長
委員	岡 本 尚	観光協会 会長
委員	兼 本 得 善	PTA 連合会 会長
委員	北 裕 子	まちづくり推進協議会 会長
委員	北 谷 決	民生委員・児童委員協議会 会長
委員	木 元 伸 彦	貴志川漁業協同組合 組合長
委員	黒 西 京 子	更生保護女性会 会長
委員	坂 本 健 明	体育協会 理事長
委員	炭 家 く に 子	母子保健推進員会 会長
委員	土 田 喜 代 光	J A な が み ね 紀美野営農生活センター センター長
委員	西 岡 靖 倫	きみの定住を支援する会 会長
委員	東 諭 美	女性団体連絡協議会 会長
委員	平 田 隆 行	和歌山大学 システム工学部 准教授
委員	松 本 恵 津 子	有識経験者
委員	松 本 守 信	教育委員会 教育委員
委員	美 野 勝 男	和海紀森林組合 組合長
委員	宮 下 和 久	老人クラブ連合会 会長
委員	宮 西 幸 次	農業委員会 会長
委員	向 井 紀 弘	シルバー人材センター 副理事長
委員	森 勲	文化協会 会長
委員	森 谷 泰 文	有識経験者

4 計画の策定経過

実施日	調査・会議等	内容
令和3年7月1日(木) ～7月16日(金)	第2次紀美野町長期総合計画見直しのためのアンケート調査(中学生対象)	○対象：町立中学校2、3年生 ○調査方法：各校を通じた配布・回収 ○有効回収数：60 ○有効回収率：75.9%
令和3年7月7日(水) ～7月21日(水)	第2次紀美野町長期総合計画見直しのためのアンケート調査(町民対象)	○対象：紀美野町内在住の18歳以上の男女3,000人 ○調査方法：郵送による配布・回収 ○有効回収数：997 ○有効回収率：33.2%
令和3年7月30日(金) ～8月3日(火)	紀美野町長期総合計画策定本部ヒアリング	○第2次紀美野町長期総合計画の進捗状況の評価と見直しのための担当課へのヒアリング
令和3年11月1日(月)	令和3年度第1回紀美野町長期総合計画策定本部会長会議	○長期総合計画見直しのためのアンケート調査結果について ○後期基本計画における計画見直しの方向について
令和3年11月16日(火)	令和3年度第1回紀美野町長期総合計画審議会	○町長から審議会会長へ長期総合計画の策定について諮問 ○紀美野町長期総合計画策定の進め方について ○長期総合計画見直しのためのアンケート調査結果について ○後期基本計画における計画の施策体系見直しについて
令和3年12月24日(金)	令和3年度第2回紀美野町長期総合計画策定本部会長会議	○第2次紀美野町長期総合計画(後期計画)素案について
令和4年1月14日(金)	令和3年度第2回紀美野町長期総合計画審議会	○第2次紀美野町長期総合計画(後期計画)素案について
令和4年1月21日(金) ～1月31日(月)	パブリックコメントの実施	○第2次紀美野町長期総合計画(後期計画)案についての意見募集
令和4年2月15日(火)	令和3年度第3回紀美野町長期総合計画策定本部会長会議	○第2次紀美野町長期総合計画(後期計画)案について ○計画概要版について
令和4年2月25日(金)	令和3年度第3回紀美野町長期総合計画審議会	○第2次紀美野町長期総合計画(後期計画)案について ○計画概要版について
令和4年3月2日(水)	答申	○審議会会長から町長へ計画案を答申

第 2 次紀美野町長期総合計画 (後期計画)

発行日：令和 4 年 3 月

発 行：紀美野町 編 集：紀美野町企画管財課

〒640-1192 和歌山県海草郡紀美野町動木 287 番地

TEL：073-489-2430 FAX：073-489-2510

<http://www.town.kimino.wakayama.jp>
